

論 説

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

——アメリカ、日本及び中国を中心に——

葉 陵 陵

はじめに

I. アメリカにおける市民の裁判参加

1. 陪審裁判と無罪判決

- (1) 司法制度の基礎となる陪審制
- (2) 無罪となった陪審裁判事例
- (3) 刑事陪審の評決基準

2. 陪審裁判に影響する他の諸要素

- (1) 陪審員の感情
- (2) マスコミの影響
- (3) 政治的圧力の効果
 - ① 服部事件——銃規制問題への介入
 - ② 趙燕事件——外交と人権問題への格上げ
- (4) 人種要素と偏見
- (5) 法文化的な相違

3. 陪審制度の意味するもの

- (1) 民主主義の根幹をなす重要な政治制度
- (2) 司法権の暴走を制御する安全弁の役割
- (3) 陪審裁判を受ける権利と陪審義務
- (4) 陪審制に対する裁判官の態度
- (5) 素人の常識の反映と誤判の防止
- (6) 英米法の手続に与えた影響

論 説

(7) 陪審裁判の運用に係わる諸問題

(8) 陪審制度運用の改革

(以上、本号)

II. 日本における市民の裁判参加

1. 理論先行型のお上からの改革

2. 日本における裁判員制度の含意

(1) 先進国を象徴するモニュメント

(2) 権利よりも義務である認識

3. 市民の裁判参加意識とその変化

4. 市民の裁判参加と国民性

5. 一般市民の判断能力への不信

6. 職業裁判官への強い信頼

7. 裁判員制度に対する裁判官の態度

8. 陪審裁判と裁判員裁判における量刑傾向の変化

III. 中国における市民の裁判参加

1. 社会主義的な「人民司法」の理念に基づく中国型参審制

2. 対象事件範囲の広汎性

3. 人民陪審員の選任資格と方法

4. 裁判参加の権利と義務

5. 合議体の構成と評議方式

6. 人民陪審員の研修参加と考査

おわりに

はじめに

立法や行政には市民参加が当然とされているが、裁判にも市民が参加することによって民主的司法制度を確立し、国民主権を司法の分野でも実現

させるべきであることがいまや世界的な潮流となっている。21世紀のあるべき司法の姿とされている「司法の民主化」は、もはや各国の司法制度改革における共通の課題である。

市民の裁判参加は各国において様々な形で行われているが、英米法系のアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどで定着している陪審制⁽¹⁾と、大陸法系のドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンなどで行われている参審制⁽²⁾が代表的である。また、陪審制と参審制の中間的な形態を採用するデンマーク、ノルウェー、オーストリア、日本、韓国などの国もある。一方、社会主義法の範囲に属する中国では、人民陪審員と呼ばれる中国型の参審制が導入されている。

陪審制は、裁判官が排除される「民意による裁判」と言われるが、参審制は、裁判官と参審員の「共働」が特徴である。市民が裁判手続に参加していく方式としては、いずれの制度にも特色があり、どちらが優れているか一概に言えない。むしろその方式はその国独特の歴史と現実、そして裁判に対する国民の考え方が色濃く反映され、司法制度における民主的基盤を確保する普遍的な価値を持つ部分と、それぞれの国々に特有の部分とを合わせ持っている。

市民の裁判参加の典型は、言うまでもなくアメリカの陪審制度である。アメリカの司法制度は、陪審制抜きには語れないほど、裁判における陪審の役割は重要な意味をもっている。アメリカ建国以来の歴史を持っていて、社会・政治の基礎を形づくっている陪審制度は、もはや単なる裁判制度を超えてアメリカ文化の一大特徴ともなっている。

日本ではかつて陪審制度が存在していた時代もあったが、現在の司法制度改革の3本柱の一つである「国民の司法参加」の目玉として導入された裁判員制度は、幅広い国民参加、裁判員と裁判官の協働作業、重大な刑事事件に限られるというところに最大の特色がある。いわば陪審制的な参審制で、世界的にみてもユニークな制度であるとされている⁽³⁾。

社会主義的な「人民司法」の理念によって創設された中国の人民陪審員

制度も、中国における裁判の民主性を示す一つの重要な原則として、高い位置づけが与えられている。その対象事件の範囲は、社会的影響が比較的大きな刑事、民事、行政事件の全般に及んでいることや、人民参審員の選任手続、育成訓練及び管理監督などにおいても、国民主権を基本原理とする大陸法系の参審制と相違する特異性を有している。

アメリカ法の影響を強く受けながら三権分立の原則に基づいた日本の法制度と権力分立制をとらない社会主義中国の法制度とは本質的に異なっているにもかかわらず、いわゆる東アジア文化圏に属する両国がともに陪審制ではなく参審制を選んだ背景には、国家体制と法制度の差異を超えた共通の法社会的または法文化的な要素があるようにも思われる。

東アジアでは、裁判システムの相違からアメリカの陪審裁判に対して疑問を抱く者が少なくない。日本ではこうした疑問が表面化したのは、1992年10月にルイジアナ州で起きた名古屋の高校生服部君射殺事件が発生したときであった。ピアーズ被告が正当防衛として無罪の陪審判決が下された結果に対し、「日本人は漠然と疑問を抱いたのは記憶に新しい。これは、日本で同じ事件が起きれば、ピアーズ被告は恐らく過剰防衛で有罪判決を受けた可能性が高いと思われたからである」⁽⁴⁾。

中国ではアメリカの陪審裁判に対する疑念が顕在化したきっかけは、2004年7月にニューヨーク州で起きた中国天津市在住の趙燕殴打事件であった。アメリカ・カナダの国境にあるナイアガラ滝で観光していたビジネスウーマンの趙燕が、たまたま米国土安全保障省の税関・国境警備事務所(CBP・United States Customs and Border Protection)の建物の前を通った際に、大麻所持者を拘束したローズ警官に容疑者の一味と間違われ、顔にペッパーズプレーを吹き付けられ、倒れた後も殴り足蹴するほどの暴行を受けた。翌年9月、ローズ被告にテロ攻撃に対処するための法的措置という理由で無罪の陪審判決が下されたが、この結果に対して中国人も一様に驚いた。人々はこれがアメリカの司法手続には人種やマイノリティ文化に対する差別的傾向がなお存在している証であると憤り、陪審制度にも大き

な疑問を抱いた。

射殺や殴打事件そのものも不可解であるうえに、日本や中国なら間違いなく有罪とされる被告が無罪放免になったという事実はさらに理解を超えているように見えた。無罪判決の結果は、被害者とその家族及び彼らを応援した多数の市民に大いに落胆させた。しかし、アメリカでは驚くどころか、むしろ予想した通りの結果になったと言っていい。

1995年10月にO.J.シン普森被告への無罪評決は、あまりにも有名な陪審裁判例として日本でも中国でも衝撃的であったが、アメリカ国内でもこの結果に不満や疑問を持っている者も少なくない。ところが、アメリカの陪審制は、なぜか社会的コストの極めて高い制度であるにもかかわらず、司法の不可欠な要素として揺るぎないほど社会の中に根づいている。

アメリカ陪審制のような市民の裁判参加制度は、なぜ日本や中国のような東アジア諸国で適さないものと思われるのだろうか。アメリカの陪審制度と日本の裁判員制度及び中国の人民陪審員制度は、いずれもそれを支える自国の文化や歴史の中に存在している。本稿は、それぞれ異なる文化と歴史的背景に根差した3カ国における市民の裁判参加制度を中心に、とりわけアメリカで無罪になったいくつかの陪審裁判事例を素材として、刑事陪審の仕組み、役割および評決基準、陪審裁判に少なからず影響を与えた法律以外の諸要因を踏まえたうえ、アメリカ社会における陪審制の究極的意義を探ると同時に、アメリカ陪審制との比較における日本の裁判員制度や、社会主義的な「人民司法」の理念に基づく中国の人民陪審員制度の特質、及びそれらの制度を取り巻く独自の歴史的、社会的、法文化的な諸要素についても比較的考察を加えることにより、政治体制や文化伝統を異にする国々における「裁判への市民参加」を実現する形態の多様性への理解を一層深めながら、当該分野の研究に新しい視点と示唆を与えようと試みるものである。

I. アメリカにおける市民の裁判参加

1. 陪審裁判と無罪判決

(1) 司法制度の核心をなす陪審制

アメリカの司法を語るにあたって、裁判に市民を関与させるメカニズムである陪審制の検討は欠かせない。刑事事件の陪審には被疑者の起訴・不起訴を決定する大陪審 (Grand Jury) と、起訴された被疑者の有罪・無罪を審理する小陪審 (Petit Jury) とがある。起訴陪審とも呼ばれる大陪審は、連邦の裁判手続では16人以上23以下と定められている。連邦の小陪審は伝統的に12人の陪審員により構成され、刑事・民事事件を審理するので、審理陪審とも呼ばれる。

アメリカ憲法は「公平な陪審」による審理を保障している (修正6条)。公平な陪審とは、地域住民の横断面を示すように選ばれた陪審である。そのためには、公平な陪審員の選任 (Voir Dire) が求められる。陪審候補者名簿がコミュニティの構成員を公平に反映するように作成されなければならない。人種、性別、出身国などを理由に特定のグループを排除してはならない。陪審候補者名簿から無作為に抽出された者が裁判所に呼び出され、その中から個別の事件を審理する12人の陪審員が選任される。公正の名簿から無作為に抽出されたのであれば、公平な陪審選任の手続が踏まれたとされる。個別事件の審理に当たる陪審については、コミュニティの人種構成を反映することは求められない⁽⁵⁾。

連邦陪審選任法によれば、次の資格を充たす者は陪審の義務を負う。①18才以上のアメリカ市民で、その裁判区に1年以上居住している。②陪審資格用紙に記入するための英語を読み、書き、理解できる。英語も話せる。

③陪審義務に支障のない心身の能力を持っている。④重罪について有罪の判決を受け、または起訴されていない。陪審員になることは、市民の義務の一つであるため、陪審候補者に指名された者は、出廷通知を無視し、または回答することを拒否することは認められない。辞退のための合理的事由を有する者は、州法の規定に基づく免除申請をしなければならない。出廷命令を違法に拒否する者は、逮捕され、かつ、起訴により罰金、禁固刑に処せられる等の罰則が課せられる。

陪審裁判の手續としては、まず①陪審員を選定し、ついで②裁判官と陪審員の面前において、両当事者の弁護士または訴訟代理人が証拠を提出し、それぞれの立場で法廷に現れた証拠に基づいて弁論を行う。さらに③裁判官が陪審員に対して、事件の法的争点、適用すべき法ルール、評議において留意する点を説示する。その後④陪審員は別室に移って評議に入る。法廷での証人の証言と採用された証拠に基づいて、陪審全員が合意する判定を見いだす共同作業である。各陪審員が全く平等の立場で、自由に意見を述べる。陪審長が互選されるが、その役割は評議を進行させ、評決の結果を法廷で裁判官に伝えることである。⑤評議の結論として陪審評決が出される。連邦裁判所においては陪審の評決は全員一致が原則である。全員一致の結論にどうしても到達できない場合 (hung jury) には、審理無効となり、新しく陪審員を選定して審理をやり直すこととなる。州裁判所では、一定数を超える多数決による評決を認めるところもある。⑥陪審評決が公開の法廷で裁判官に報告される。評決は有罪か無罪かの結論のみで、その理由も根拠も示されず、説明は一切ないし、陪審員はその評決について責任を問われることもない。陪審員の任務はその事件1回限りで、評決を下せば終了する。その評決が普通の人間であれば到底そういう結論になりえない程不合理なものでない限り、裁判官はその評決に従って判決を下す。⑦陪審による無罪判決は最終決定であり、検察側は控訴することもできない。無罪の評決を受けた被告人は即刻、自由の身になって法廷を出てゆけるが、有罪の評決を受けた被告人は控訴することができる⁽⁶⁾。

陪審はアメリカの裁判において大きな力を持っている。その役割は、第1に、法廷に現れた証人の証言、提出された証拠に基づいて、事件の事実を審理し認定することである。陪審員が事実審理を担うのは、市民の常識、コミュニティの良識を裁判に反映させるためである。裁判で問題になる社会通念、公序良俗の内容は、多分に事実にかかわっている。市民が健全な社会常識に基づいて判定できる事柄である。むしろ常識ある市民による事実についての集合的判断は、法律専門家より確かであるかもしれない。第2に、認定した事実には裁判官の示す法を適用して、無罪か有罪かを判定することである。裁判官は制定法の条文、判例法のルールの中から、その事件に適用される法を確定し陪審員に説示する。すなわち、「法律問題は裁判官に、事実問題は陪審員に」といわれるように、陪審員と裁判官はそれぞれ異なる役割を分担する⁽⁷⁾。

陪審制の長所としていわれていることは、①市民が裁判に参加する機会を与え、司法の民主化に繋がる。市民は陪審員として法の運用の重要な一端を担い、裁判の実態を知るのである。陪審が裁判に加わることによって、法の専門家である裁判官の判断が正しいか否か、法の論理が市民の常識に適うか否かをチェックできる。次に、市民の法意識が高まることである。陪審員を経験した場合、その実践的教育効果は計り知れない。短所としては、①高度の技術が争点となっている事件における一般市民である陪審員の専門的知識への理解度の不足、②陪審裁判になった場合の、裁判における真の正義の実現への懐疑がいわれている。その背景には、アメリカでは法廷論争をした場合、どちらが正しいかまたは真実かというよりは、どちらの意見の方がより説得力があるかという部分に力点が置かれがちであるため、法的に分析して相手側に完全に勝つ内容の状況であっても、その勝訴への保証はなく、最終的に一般市民である陪審員がどう判断するかにかかるといふ事情がある⁽⁸⁾。

(2) 無罪となった陪審裁判事例

アメリカでは、陪審裁判を扱う小説、映画、テレビドラマは数多いし、1995年10月に起きた世紀の裁判といわれたO.J.シンプソンのような有名人に無罪判決を下した陪審裁判は、アメリカ国内のみならず、世界中の人々の注目を集めた。それだけアメリカの陪審裁判には観客が予想できないストーリー展開の意外性、つまり面白さがあるからであろう。しかしながら、外国人としての個人がアメリカで訴訟に巻き込まれ、当事者として陪審裁判に当たる場合は、こうした予見できない部分が実に厄介である。

1992年にルイジアナ州で起きた日本名古屋市の高校生服部君射殺事件はその一例である。10月17日、ルイジアナ州バトルルージュにおいて、16才の高校生服部君は、ハロウィーンの仮装をしてロドニー・ピアーズ(Rodney Peairs)家へ入り、誤って同氏に射殺された。その後、1993年5月にピアーズに正当防衛として無罪の判決が下された。この陪審裁判の結果は日本で大きな驚きで迎えられ、服部君の家族及び彼らを応援した多数の市民を大いに落胆させた。

2004年にニューヨーク州で起きた中国天津市の趙燕殴打事件ももう一つの実例である。7月21日夜、37才の趙燕と2人の女性友人と一緒にアメリカとカナダの国境付近のバッファロー市に位置するナイアガラの滝を観光して帰り道で、たまたま米国土安全保障省の税関・国境警備事務所を通りかかった際、建物内でロバート・ローズ(Robert Rhodes)警官が一人の黒人を組み伏せている様子を偶然に見かけ、好奇心で覗いてみたところ、当時現場で麻薬密輸事件の調査をしていたローズ警官に挙動不審を疑われ、建物に入ろうと手まねで合図された。3人が玄関の外で躊躇しているところ、ローズ警官が怖い表情で中から突っ走ってきて3人を捕まえようとした。2人の友人はかろうじて現場から逃げられたが、趙燕がいきなりペッパースプレーをかけられて顔が腫れ上がるほどの殴打を受けて負傷した。その後、趙燕は麻薬密輸者の容疑者と全く関係のない道行く人であることを証明され釈放されたが、その傷だらけの顔を腫れ上がらせた同胞女性の

姿に中国のマスコミは「アメリカの蛮行」と大きく報道し、中国政府から民間まで広く波紋を投じた。

翌日の22日、国土安全保障省は、武力の過剰使用による傷害容疑でローズをニューヨーク州バッファロー市の西部連邦裁判所に告訴したが、8月11日、連邦大陪審はローズを公民権侵害容疑で正式に起訴した。有罪となった場合には、最高10年の懲役と25万ドルの罰金が科せられる。ところが、1年後の2005年9月8日に、陪審団は、3週間にわたる審理と3時間余りの審議を経て、テロ攻撃に対処するための法的措置（law enforcement for terrorist attacks）との理由でローズ警官に無罪の評決を下した。この陪審裁判の結果は中国で大きな反響と憤慨を呼んだ。中国駐ニューヨーク総領事館は、直ちにこのような判決に衝撃と遺憾の意を示した声明を発表した。

服部君と趙燕氏が偶然にも被った不幸な出来事はアメリカに憧れていた彼らにとっては実に悔しい悲劇とも言える。趙燕は事件後、記者の取材に対し、自分がいつもアメリカの警官が非常にハンサムで背が高く強いと思っているが、彼らが女性に暴行を加えるなんて思いも寄らなかった、そして、ビジネスウーマンとして自分には非常に自信があったが、今はその自信が完全に消え去った、25階にある友人宅に泊まっているが、時には飛び降りようとも考えていた、「身体の痛みよりも精神的屈辱のほうがもっと酷かった」⁽⁹⁾ と、複雑な心境を語った⁽¹⁰⁾。法廷でも、自分は以前からアメリカの警察官に良い印象を抱いてきたが、アメリカの警察はこんなに悪質な行為をするなんて信じられない、また、教科書から読んだナイアガラをこの目で見るのは童年時代からの夢であったと、悔しそうに証言した⁽¹¹⁾。「アメリカを愛した少年」服部君も、やはり第一希望の留学先として選んだアメリカを「第二の故郷と堂々と呼べるようになる」こと、「日本とアメリカの掛け橋になる」ことを目指していた⁽¹²⁾。

同じく武力過剰行使の容疑によって起訴された警官が陪審裁判で無罪放免になった事例として1991年にロサンゼルスで起きたロドニー・キング殴打事件も想起される。1991年3月3日、黒人男性ロドニー・キングがレイ

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

クビューテラス付近でスピード違反を犯し、ロス市警によって逮捕された。その際、20人にもほのぼの白人警官が彼を車から引きずり出して、装備のトンファーバトンやマグライトで殴り足蹴するなどの暴行を加えた。たまたま近隣住民が持っていたビデオカメラでこの様子を撮影しており、この映像が全米で報道されてから黒人達の激しい憤りを招いた⁽¹³⁾。

この事件でビデオに映り身元が分かる白人警官3人(ステーシー・ターン 巡査部長、ローレンス・パウエル巡査、ティモシー・ウィンド巡査)とヒスパニック系警官1人(セオドア・ブリセーノ巡査)の計4人が起訴された。そして、事件発生から1年経過した1992年4月29日に、主に白人によって構成された陪審団は、警官達の「キングは巨漢で、酔っていたうえに激しく抵抗したため、素手では押さえつけられなかった」との主張を全面的に認め、無罪評決を下した。実際はおとなしく両手をあげて地面に伏せたキングが無抵抗のまま殴打された。キング側は、「警官の暴行は人種的な背景によるもので、頭部を殴打されたため脳に回復不能の障害が残り視力低下や頭痛、集中力欠如などの後遺症に苦しむ」と主張し、医療記録にも顎を砕かれ、足を骨折、片方の眼球は潰されていたとされたが、裁判では認められなかった⁽¹⁴⁾。

警官への無罪評決が下されたこの日、評決に怒った黒人達が手の付けられない暴徒と化し、ロサンゼルス市街で暴動を起こして商店を襲い、放火や略奪を始めた。また、小規模な暴動及び抗議の動きは、ロサンゼルスだけではなく、ラスベガス、アトランタ、サンフランシスコをはじめとしたアメリカ各地、及びカナダの一部にまで波及したようである。「本部長は辞任せよ」「4人の警官は全員有罪だ」「暴力警官からバッジを取り上げろ」のプラカードを掲げて抗議デモをしたグループもあった。暴動鎮圧のために、4,000人を超える州と連邦の部隊までが投入され、さらには司法省が、公民権法、人種差別行為禁止規程違反の容疑でFBIによる再捜査をアナウンスするなどの努力によって、6日間に渡った暴動はようやく収束を見た。しかし、暴動による被害は死者50~60人、負傷者約2,000人を出

し、放火件数は3,600件、崩壊した建物は1,100件にも達した⁽¹⁵⁾。

ロス暴動後、ロドニー・キング殴打事件の再審理を求める世論が盛り上がり、FBIが公民権法違反で再捜査を行った。再審理の結果、指揮を執る立場にあったクーン巡査部長と直接関与したパウエル巡査の2人が有罪評決を受けた（プリセーノ巡査とウィンド巡査は無罪）。ロス郡の連邦地裁陪審団は、同市に対しキング氏に約382万ドルの賠償金を支払うよう評決を下した⁽¹⁶⁾。

前述のように、アメリカの陪審制は大陪審と小陪審に分けられているが、上述した諸事件のいずれも大陪審の審理を経て起訴され、また小陪審の刑事陪審と民事陪審にもかけられた事件であった⁽¹⁷⁾。

(3) 刑事陪審の評決基準

検察側が12人の陪審員を合理的な疑いを超えるまで (beyond a reasonable doubt) 説得しえなければ、被告人を有罪にすることができないのは刑事陪審の基本原則である。そして、被告人が裁判で有罪と認定されない限り、無罪と推定されるという刑事手続原則から、検察側には公訴事実のすべての要素を合理的な疑いを超えて証明する責任があるとの原則や、「疑わしきは被告人の利益」との原則が導かれる⁽¹⁸⁾。言い換えれば、被告人が起訴されている犯罪の構成要件について、すべて「合理的な疑問の余地がなくなるまで」というとても高い立証水準が満たされているか否かを判断するのが陪審の役割である。その機能は、なるべく無実の市民が、捜査当局の誤りや嫌がらせによって投獄されないようにするものである⁽¹⁹⁾。

刑事陪審と民事陪審の評決の仕方や基準は大きく異なる。刑事裁判においては、連邦及び各州（6州を除く）では、陪審の有罪又は無罪の評決には陪審員の全員一致が原則であるのに対し、民事裁判では、9人以上の多数決で結論を出すことができる。無罪推定の原則の下では、刑事裁判の陪審員は「合理的疑いのない程度の立証がなされたか」という基準で判断するのにに対し、民事裁判の陪審員は「証拠の優越の程度の立証がなされたか」

という基準で判断する。服部事件及びシンプソン事件の場合、訴追側の証拠は、合理的疑いのない程度の立証には足りなかったが、証拠の優越の程度の立証には十分であった。その結果、刑事裁判では無罪、民事裁判では有罪という結論となったのである⁽²⁰⁾。

日本では江戸時代の「お上によるお裁き」以来、「裁判所は真実を発見してくれる場所」という意識が一般的にあるようであるが⁽²¹⁾、中国でも「事実を根拠とし、法律に依拠する」という裁判原則があり、刑事裁判の役割は犯罪事実の発見である。これに対し、アメリカの刑事裁判では、無罪推定と検察官の合理的疑問を越えた立証責任を原則とされているので、刑事裁判は、裁判官または陪審員が真犯人を探すのではなく、検察官の立証に合理的疑問があるか否かを判断することである。「合理的疑問はない」が有罪 (guilty) であり、「合理的疑問が残る」は無罪 (not guilty) であるが、刑事裁判でいう「無罪」は、合理的疑問が残る結果としての「有罪とはいえない」という意味である。シンプソン裁判でも、陪審員が裁判官から問われたのは、「検察側の証拠に合理的疑問があるかどうか」であって、「シンプソンが真犯人かどうか」ではない。「合理的疑問がある」と判断した場合、被告を無罪にすることは陪審の法律上の義務である。無罪評決は、「検察官の証拠には合理的な疑問が残る」という陪審の回答に過ぎず、「シンプソンが事件と無関係」と言っているわけではない⁽²²⁾。この裁判を担当した陪審員らも、「私たちはシンプソンが無実だと結論したわけではない」⁽²³⁾と弁明し、ある白人の陪審員は「O.J.シンプソン氏がやったのではないかと思う。しかし、証拠は十分でなかった。法律が有罪にしてはならないケースであった」と述べていた⁽²⁴⁾。また、趙燕事件の無罪評決が出された後も、担当検事は、「ひどく失望した。非常に憤慨している」と、なぜアメリカの司法制度がこのような判決を下すのか全く理解できない気持ちをあらわにした⁽²⁵⁾と同時に、弁護士を介して趙燕に一通の文書を渡し、その中で「貴女はこの裁判結果に不満であろうと十分に承知しているが、どうか次の2点をぜひご理解ください。その1、陪審団はすでに本件に関連する

すべての証拠を見聞きした。その2、被告人が「無罪」と評決されたが、それは必ずしも被告人が「無実」と言っているわけではない」と釈明して陪審制度への理解を求めたという経緯があった⁽²⁶⁾。

民事陪審では裁判官があまりにも内容のおかしい評決を調整したり、覆したりすることができるのに対し、刑事陪審では一度無罪判決が出てしまえば、裁判官はそれを変えたり、再審させたりすることはできない。証拠だけに基づいて陪審員だけで評決を出すのが鉄則である⁽²⁷⁾。陪審の評決は、結論のみを示し、陪審員はそこに至る理由を示す必要がなく、評決の内容について責任を取らされることはない一般評決が原則であるため、陪審が故意に法を無視した評決を下すことは事実上可能である。この「陪審による法の無効化 (jury nullification)」と呼ばれる鉄則は、陪審に一種の「法律を無視するパワー」を与えている。つまり、被告人が無罪評決を受けたのは、陪審団が、検察側が提示した証拠が不十分であったと評価したためなのか、被告人には社会通念上、同情すべき特殊な事情があると評価したためなのか、違反があったとされる法律そのものを社会常識から極めて逸脱していると評価したためなのか、知る術はない⁽²⁸⁾。この「陪審パワー」が発揮された社会問題が少なくないとされるが、服部事件は典型的な一例と言えるかもしれない。

アメリカでは、陪審審理を選ぶか、裁判官審理を選ぶかについては自由に選択することができるが、1966年に発表された大規模な調査によると、裁判官と陪審員の判断が一致する率は、刑事・民事事件ともに75%を超えた。ただし、意見が分かれる場合には、民事事件では有意な傾向は見られなかったが、刑事事件では陪審の方が無罪に傾く傾向が見られた。この結果については、意見が分かれるのは事実認定が難しく裁判官でも判断が微妙な事件ではないか、また陪審員が「合理的疑いを超える証明」について高い要求をしているからではないかといった指摘がなされている⁽²⁹⁾。したがって、法律家の意見では、本当に無実ならば、裁判官審理を選択する。陪審では誤って有罪になる確率が高い。しかし、本当は真犯人であるが、

検察の手持ち証拠が少ないことが分かって、逃げられるものなら逃げたいという場合には陪審審理を選ぶ。陪審はそれを誤ってくれる確率が高いからである⁽³⁰⁾。服部君家族の通訳として服部事件の裁判に出席したルイジアナ州立大学社会学部の賀茂美則教授は、この裁判は陪審員制度を不完全な形で運用した場合の欠点を露呈した一例で、「法による正義」からは程遠いケースであると憤っているのは私だけではないはずであるとコメントしたが⁽³¹⁾、趙燕事件の無罪評決に対し、バッファロー州立大学中国研究センター長である張傑教授のコメントも中国人の一般的な考えを代表しているものと言えよう。「これは確かにアメリカ司法制度の一大特徴である。この司法制度のもとで容疑者に有罪の判決を下すのは非常に難しいが、責任から逃れるのは容易である」⁽³²⁾と。

刑事陪審にはこうした一面があるためか、陪審裁判が不当な無罪判決を増加させ、その結果、「犯罪者天国」を作ってしまうかという懸念から、アメリカで強調される陪審制度の「機能」がアジア諸国においてむしろ「欠陥」と思われることがある。確かに、アメリカの実証的研究が示唆するのは、裁判官に比べて、陪審のほうが相対的に被告人に有利な判断を行う傾向があることである⁽³³⁾。例えば、シカゴで行われたある調査結果によると、裁判官と陪審の意見が異なった事例の中で、全体の事件の19%では、陪審のほうが被告人に寛大な判決をしたのに対して、裁判官の意見のほうが被告人に寛大であったのは3%であった⁽³⁴⁾。陪審員の判断で有罪の被告人を無罪と評決してしまう誤りは皆無とはいえない。O.J. シンプソン裁判の例を見ても、この事件の報道に接した誰もが「彼がやった」と思っていたが、検察側の証拠収集と提出の瑕疵のため無罪になった。この「間違った結果」を出した陪審裁判が批判される的となった⁽³⁵⁾。

しかし、アメリカでは、この問題が「自由社会の代償」として理解されている。いわば「陪審制度も人が作り、人が運営していく制度であるから、完全無欠ではない。誤った評決もある。しかし、誤りをなるべく少なくするシステムを作り続けていく以外にない。それは、その社会が払わなければ

ばならない代償である]。「10人の真犯人を逃すとも一人の無辜を罰するなかれ」、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の本髄とされた精神を生かすためには、誤判のリスクを覚悟しながらも、公権力サイドが法律を守っていないと、法律の執行ができないことを徹底させなければならない⁽³⁶⁾。一方、陪審制度を持たない社会では、事態は全く逆になり得る可能性がある。「疑わしきは罰する」結果となり、無実の人間が有罪を宣告されて獄舎に繋がれ、あるいは処刑されてしまう場合もある。それもまた、その社会が払うべき代償となるが、問題は、どちらが社会にとってより大きな代償かということである⁽³⁷⁾。

その答えは陪審の「暴走例」として知られるO.J.シンプソン事件に対するアメリカ人の考えからも見出すことができる。評決当日のあるテレビ特集番組で次のような冷静な評価があった。「このケースから何を学び取るべきであろうか。一つははっきりしていることは、政府が12人の市民をシンプソンが有罪であることについて、合理的な疑いを超えて説得することに失敗したということである。それにはびっくりしたかもしれないし、筋が通らない、あるいは不十分なものと映ったかもしれない。しかし、そのことは非常に重要である。それは自由社会の代償である。制度が機能しているということである。自由というものは、時に厄介で、無分別で、予見できない、不愉快なものでもある。自由のシステムの働きについて、あなたは、時には気に入り、時には気に入らないかもしれない。しかし自由社会の活力のテストとは、その社会がもつ政府機関の運営や改革が、そこに参加する市民によって行われているかどうかということである。学び続けているのではないか。信頼し続けようではないか。そしてより良いものにしていこうではないか」⁽³⁸⁾ と。

実際には陪審裁判で無罪の者が有罪とされる事故が非常に稀であることも既に報告されている。普通の裁判よりも、陪審による裁判の方が冤罪を生む危険性が少ない。陪審が「疑わしきは罰せず」の安全弁として機能を発揮しているからである。無実の被告人を有罪としてしまう誤りを防止す

る機能があるからこそ、アメリカ人は陪審を支持し、裁判所を信頼するのではないかと思われる⁽³⁹⁾。

2. 陪審裁判に影響する他の諸要素

罪の有無が法律以外の要因、たとえばマスコミ、陪審員の感情、政治的圧力、それに人種偏見などに左右されるとすれば、「法による正義」を標榜するアメリカ社会の根底を揺るがす問題である。したがって、何よりも重要なことは陪審制度の運用の仕方であり、そして、マスコミを通じて広く知られてしまった事件の裁判における陪審制度の公正さをいかに保障していくのか、法律の解釈と運用が鍵になる裁判において陪審員の感情が果たす役割をいかに規制するのか、さらに人種差別が陪審制度に与える影響をいかに排除していくのが重大な課題となる⁽⁴⁰⁾。

(1) 陪審員の感情

アメリカ陪審裁判の主要な特徴の一つは、ゲーム的、闘争的、あるいは劇的要素が強いと言われるが⁽⁴¹⁾、陪審裁判のパフォーマンス化の問題も指摘されて久しい。すなわち、弁護士は、陪審員の同情を引いたり心証を良くしたりするために、しばしば劇的な弁論を行うため、弁護士のパフォーマンスではないかとの批判である⁽⁴²⁾。もっとも、陪審の判断が弁護士の巧拙によって左右されたと考えられるのは多くとも0.25%程度であるという実証的研究もあるが⁽⁴³⁾、少なくとも服部君射殺事件と趙燕殴打事件の弁護士はこの戦術を採っていたように見える。

服部事件の無罪評決の後で担当検事も認めていたように、この裁判は弁護側の感情と検察側の論理との戦いであり、無罪評決は感情が論理に勝った結果であると言えよう。陪審員の曖昧な法律知識の帰結の一つは、被告や被害者に対する感情が評決に影響を与えることである。この裁判の場合、加害者が白人、被害者が日本人であった点、加害者がどうやら善人らしい

論 説

こと、マスコミに大きく取り上げられたこと、及び服部君の両親が、特に地元ルイジアナでは反対意見の多い銃統制の運動を進めていたこと、そして南部の特徴的な文化としての権力への不信感に由来する自己防衛の信念が強いことも加えて⁽⁴⁴⁾、最初から感情的な側面が非常に大きかった。ここを巧についた被告人の弁護士は、綿密な論理に基づく教科書的な説明を進めた検事に対して、法律論に頼らず、徹底的に陪審員の感情に訴える戦略で無罪を勝ち取ったと思われる⁽⁴⁵⁾。

趙燕事件の被告人弁護士も、いくつかの角度から陪審員の心を動かすことに成功したと言えよう。まず、「ローズ氏がもう一つの9.11からアメリカを守ろうとしている献身的な公務員である」⁽⁴⁶⁾ イメージを前面に押し出した。弁護士は「我々の国境を警備しているローズ氏が起訴されたのは、アメリカ政府が敏感な米中関係を維持すると同時に、ローズ氏が公開の同性愛者として職場で受けた差別について苦情を訴えたことがあるから恰好な標的となった」。しかもこの事件のために死の脅迫も受けた⁽⁴⁷⁾と、ローズのやりきれない思いを訴えながら、「それにもかかわらず、ローズは一度も自宅の外での国旗掲揚を止めたことがなかった。ローズは愛国者であり、彼はこの国を愛している」⁽⁴⁸⁾ と強調した。

次いで、「強い政治的圧力」が米中両国の指導部の関心を引きつけたこの裁判に影響を与えていることを説明するためか、「誰かがローズを大きなゲームでの一駒として利用しようと企んでいることは明らかである」⁽⁴⁹⁾、「不安定な米中関係を一層悪化させる要素を避けるために、ローズが実にトイレに流されてしまった (officer Rhodes was basically flushed down the toilet)」⁽⁵⁰⁾ という人の耳目を驚かせるような比喻も使われた。ちなみに、この起訴決定の背後には何かの政治的な影響があったかについて、この事件に関与した2人の元閣僚に説明してほしいとのことで、被告人弁護士は、コリン・パウエル元国務長官とトム・リッジ元米国土安全保障長官を潜在的な証人リストに入れた（ただし、実際に彼らを召喚することはなかった）⁽⁵¹⁾。

さらに、公判前整理手続において、被告人弁護士は、趙燕に武力を行使

した数人の税関検査官の中でローズ氏だけが追訴された原因として、彼が公開の同性愛者であるため、彼の上司が長い間、彼を厄介払いしようとする背景があると主張した⁽⁵²⁾。

また、被告人弁護士は、「ローズが何の理由もなく無実の者にスプレーしたわけではない」⁽⁵³⁾。「自爆テロリストはいかなる形、サイズ及びカラーで来る」⁽⁵⁴⁾ので、「その夜、ローズは趙燕に質問するために急いで近づいた際に、彼女が麻薬密輸者かあるいはテロリストか、彼女のハンドバックに何があったか、武器を携帯しているかを知る由もない。彼は訓練を受けた職務を行っただけである」と、ローズが「税関及び国境守備手続(Customs and Border Protection Procedure)に従ってマニュアル通りに、必要な力だけを行使したに過ぎないと弁明した⁽⁵⁵⁾。この点につき、趙燕の弁護士は、彼女の外傷が過度な武力行使を行われたことを明確に証明したとしながらも、9.11同時多発テロの後も国境に存在している緊張した雰囲気や事件当時はちょうどオレンジ色の警告が発せられたことも陪審員の判断に影響を与えた可能性があると認めた⁽⁵⁶⁾。

なお、被告人弁護士は、ローズが17年間にわたって税関検査業務に携わっており、あと3年で定年退職になるのに、公民権侵害の容疑で有罪が確定されたら10年以下の懲役となる⁽⁵⁷⁾。そして、彼はこの事件によって給料も失われたほか、訴訟費用をカバーするために、すでに自宅を売却し、一部の退職貯金を引き出さざるを得なくなった。しかし、彼は一日も怒っていないどころか、一日も早く17年間も勤務してきた職務に復帰したいと祈願していることを陪審員に訴えた⁽⁵⁸⁾。

他方、弁護士は、趙燕が事件の数日後に車椅子に座った姿で記者会見に臨んだこと、及びアメリカ政府を相手に1千万ドルの損害賠償を求める民事訴訟を提起しようとするを理由に、医者が趙燕の外傷の程度では車椅子を使う必要がないと証言したのに、この訴訟には1千万ドルの「潜在的な賭け金」があるから、趙燕は「1千万ドルの理由」("10 million reasons")で自分の外傷を誇張して虚偽の証言を「捏造する」動機がある

「金銭飢餓嘘つき」(money-hungry liar) であると攻撃した⁽⁵⁹⁾。さらには、趙燕が法廷で何回も突然泣き出して (bursting into tears more than a dozen times) 証言したことに対し、「彼女が検事によって「リハーサル」された「良い女優」(good actress) である」⁽⁶⁰⁾ と揶揄しながら、「陪審員には彼らが実に1人の女優を見ていることを理解してほしい。もし彼女が泣いたときに確かに涙を流していたら、私も彼女の誠実さをより確信できよう。私は彼女のハンカチの提出を命じ、そこに少しでも涙があったかを見たいが」⁽⁶¹⁾ と嫌みを言った。

これは趙燕の不誠実と貪欲に対して目を向かせることによって陪審員の心証を害するための作戦であったように見える。無罪評決を勝ち取った後、被告人弁護士は「陪審員が彼らの国のために素晴らしい仕事をした」⁽⁶²⁾ と賞賛した。

(2) マスコミの影響

審理前や審理中の報道によって陪審員に偏見が与えられると公平な裁判が妨げられるので、報道による陪審員への影響をいかに防ぐかが古くからの課題である。服部事件と趙燕事件をめぐる日中両国のマスコミの報道から若干の共通点が見られる。すなわち、アメリカの陪審制度に対する理解不足のせい、国内メディアには被害者に有利な情報ばかり流される「一辺倒」の様相を呈し、社会世論をミスリードしたとも言える。被害者には勝算があるという漠然とした印象が強かった一般民衆は、アメリカ裁判所から予想外の無罪評決が出された後、大きな衝撃を受けることになる。

服部君が留学先のアメリカ・ルイジアナ州で射殺された事件は当時の日本社会を驚愕させた。しかし、アメリカでは事件現場以外の町では、さほど注目されなかった。しかも注目されたのは、裁判や事件そのものではなく、事件に関してアメリカに批判的な日本人の反応、そしてアメリカでの銃の全面廃止を要求する嘆願書のことであった⁽⁶³⁾。

センセーショナルな事件の裁判にはマスコミの影響が非常に大きく、公

正な裁判が行われにくいという事実は、服部事件の裁判からも明らかである。アメリカの場合、地方新聞とローカルテレビ局が一番の情報源であるが、事件直後からその内容や日本側の反応について地元のマスコミで大きく取り上げられており、12人の陪審員は全員、この事件について聞いたことがあると答えた。裁判が始まってからも、陪審員選出の様子、証言内容を含めた裁判の経過、評決、その後の動静などが地元紙の一面を飾り、ローカルテレビ局のトップニュースであった。新聞やテレビから裁判に関する情報を毎日受け取っている家族の意見に陪審員が影響されないと誰が保証できようか⁽⁶⁴⁾。

趙燕が旅行先のアメリカ・ナイアガラ滝で訳もなく警官に殴られた事件は中国にも大きな衝撃を与えた。マスコミは事件後長きにわたって報道を繰り返したが、その殆どは趙燕が無辜にもかかわらず殴られたという論調であった。官製メディアは趙燕を一辺倒に支持したと同時に、アメリカの人権侵害を非難し、ナショナリズムと反米感情を煽り立てた。アメリカ人記者は、「それは中国の街角でも感じられる相当な怒りの炎を一層かき立てた。ある20代の若者は、彼が非常に腹を立てており、この事件は彼にアメリカが1999年にユーゴスラビアのベオグラード中国大使館を爆撃した事件を思い出させたと語った。アメリカ政府はこの誤爆について謝罪したものの、多くの中国人は今でもその攻撃が意図的なものと見ている」⁽⁶⁵⁾と嘆いた。もう一人22才の若者も、「アメリカはいつも中国を含む他国の人権侵害を非難するが、なぜこのような醜い事件はアメリカで起こったのか。アメリカはいつも彼らが他国に教えたこととは正反対のようなことをやっているのではないか」⁽⁶⁶⁾とアメリカ人記者に語った。

この事件の陪審裁判をめぐる中国メディアの報道も趙燕に有利な情報が大部分であって、一方的な主張による有罪を断定したのに対し、この事件に対するアメリカ人や米国内メディアの反応を紹介する報道が稀であった。一般民衆は、アメリカの陪審制度を殆ど理解していないうえ、マスコミの報道から裁判の進行状況を知るほかないので、一般的に「悪警」と呼ばれ

論 説

たローズ容疑者が間違いなく有罪と判定され刑罰を受けると信じ込んだ⁽⁶⁷⁾。無罪評決が出される前に、バッファロー州立大学中国研究センター長の張傑教授は、地元の新聞に対し「この裁判が中国で広く注目されているので、もしローズが無罪となれば、怒りの反応が必至であろう。特にアメリカ政府は中国に人権記録を改善するよう圧力をかけた以上、デモや抗議も起きるかもしれない⁽⁶⁸⁾」と語ったように、予想外の無罪評決は中国で強烈な反響を巻き起こしたのである。中国の国情もあって大規模の抗議行動は現実には起きなかったものの、インターネットにはいわゆる「ネット上のロス暴動」が引き起こされた。「アメリカ人を殺せ、犬に餌を!」、「アメリカの法律は犬の糞です!」、「アメリカの正義なんか信じるな!」、「アメリカは楽園ですが、それはアメリカ白人の楽園です!」、「中国にいるすべてのアメリカ人を殴り、それはテロとの戦争だと彼らに教えよう!」、「もしアメリカは再びこのような民主主義と自由を我々に売ろうとしたら、それが偽物だと誰も知っているから、それを買おうとする者がもう居ないわ!」、「これはいわゆるアメリカの『法システム』や『人権』を学ぶ生きた教材です!」といった過激な書き込みがあった⁽⁶⁹⁾。

他方、アメリカでは事件発生地の地元メディア以外、主流メディアは趙燕事件にさほど視線を向けていなかった。AP通信社や地元の「バッファロー毎日新聞」は、警官が当時麻薬密売人の男を発見し、中国人女性を仲間と勘違いした事実等を報じたとともに、この事件についてアメリカに批判的な中国メディアの反応を大きく取り上げ、反米感情が存在することを強調したほか、被告人の弁護士の立場が詳細に報道され、ローズが警官として17年の勤務歴があり、あと3年で定年になるが、有罪となれば、最高10年の実刑を受けるだけでなく、職も退職金も失われる可能性があることも強調された。そして、9.11同時多発テロ事件後、アメリカ政府は国境地域の警備を強化したので、趙燕事件が起きた時間もちょうどオレンジ色警戒期にあった。このような大背景の下では、国境都市であるバッファローの市民にとって、ローズの行為がむしろ本国の安全と民衆の利益を守るた

めのものでもあった。

中国の反米世論もむしろ逆効果であった。中国内の一辺倒的な世論と政府の関与は、かえってバッファロー市民の反発を刺激し、趙燕に寄せていた同情も次第にローズへと傾斜しつつあった。裁判期間中、ローズ氏を支持する市民団体は、裁判所の前にデモを行い、「ローズは愛国者である。彼はアメリカとアメリカ人を守っている」、「ローズには罪がない。彼は正常に公務を執行している」のプラカードを掲げてローズを応援した。デモ組織者は、「ローズも趙燕も犯罪者ではない。人を間違えて殴打したのは非常に残念なことではあるが、ローズは当時、趙燕が観光客であることを知らなかったので、受けた訓練に従って公務を執行しただけであった」⁽⁷⁰⁾と、中国人記者に説明した。

事件発生後、趙燕側がアメリカ政府に対し1千万ドルの弁償を求めたことも大げさに報道された。ローズの弁護士は趙が実に正義の実現のためではなく金銭のために外傷を誇張して偽証する可能性があるという主張を裏付ける恰好な材料としてそれを利用した。趙燕の弁護士も、中国のマスコミの過剰報道がかえって趙燕を攻撃する素材と機会を提供したと認めた。ローズの弁護士は、新聞に掲載されている車椅子に乗ったまま顔中傷跡だらけの趙燕の大きな写真や1千万ドルの賠償を報道した記事を持って、法廷で趙燕が正義の実現よりも外傷を誇張して偽証する金銭的動機があること、事件をめぐる両国政府の外交的やり取りによって政治化された事件の背後に何か好ましくない意図があると突っ込んだ⁽⁷¹⁾。この点につき、中国系アメリカ人の元ニューヨーク市警察局長の莫虎氏も、敗訴の一因として、趙燕が1千万ドルの民事賠償訴訟を提起することは陪審員に彼女が経済利益のために訴えている印象を与えかねないと指摘した⁽⁷²⁾。

(3) 政治的圧力の効果

①服部事件——銃規制問題への介入

服部事件の評決に影響を与えたと思われる要素には、アメリカが正当防

衛及び銃の所持に対して独特な考えを持つことを無視してはならない。アメリカにおける犯罪の60%以上の事件で拳銃が使用され、銃による死者は1日80人に上る背景には、全国で約9千万人が銃を所持し、約2億丁の銃が出回っているという現実がある⁽⁷³⁾。殊に南部では北部以上に銃所持が一般的である。アメリカ人、特に狩猟が盛んなルイジアナ州の人々にとって、銃を持つ権利とは神聖なるものに等しい。この州の約60%の家庭が銃を所有しているため、短銃による誤射事件も後を絶たない⁽⁷⁴⁾。したがって、服部君射殺事件は、たとえ自己防衛のためといえども、日本から来た罪の無い高校生留学生を銃で撃ち殺した道義的責任が重いので、国内外の世論の動向から何らかの起訴をせざるを得なかったものの⁽⁷⁵⁾、地元の警察は当初、この事件を刑事事件として取り上げることをも躊躇していたと言われる。日常茶飯事のように起こっている誤射事件としか認識されなかったであろう。多くの地元住民も、この事件はそもそも刑事事件として取り上げられる性質のものではないと思っていたらしい⁽⁷⁶⁾。

また、事件の被告人ピアーズが、武器の不正使用に伴う一種の過失致死罪 (misdemeanor manslaughter) として起訴されたことも、陪審の議論を殺人が正当かどうかを武器の使用が妥当なものであったかどうかの議論にすり変えてしまったのである。聖域ともいえる自宅に侵入されて銃で応戦した場合に、アメリカではこのような場合の武器使用は通常正当であったとされるし、万が一武器使用が不当とされたとしても、misdemeanor manslaughterという軽微な罪に問われるに過ぎない。結局、大陪審起訴の段階ですでに勝負が付いたと考えられている⁽⁷⁷⁾。

銃所持に対する考え方の相違は事件に対する反応の違いとなって現れていた。日本での大きな扱いと異なり、事件直後の地元の新聞、テレビの扱いは非常に小さなものであった。事件そのものよりも日本での反応がニュースとなったのは皮肉な現象ではあるが、その反面、日本での反応はアメリカ社会を映す鏡として、つまり日常当たり前だと思って生活していることが、実に他の社会の基準から見ればいかに常識外れであるかに気づかされ

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

るチャンスでもあった⁽⁷⁸⁾。アメリカの日本駐在記者からのニュースでは、日本人達は一般的にこの事件を銃規制問題の観点から見ているようで、服部君の両親もが、日本中からアメリカで銃を無くす嘆願署名を2百万人近く集めて、アメリカ大使館に持って行ったと報道されたが、日本での反応は、平均的なアメリカ人、特に南部人の理解を超えたものであった。地元市民の平均的な反応を言えば、戸惑いから部外者の「勝手な言い分」に不快感を催し、さらに憤りへと移り変わっていたといわれるが⁽⁷⁹⁾、一般的アメリカ人の目にも、この裁判がすでに最初のピアーズに対する刑事責任の追及や服部君個人に対する正義の実現よりも、むしろアメリカ社会における長年の政治的懸案でもある銃規制問題への介入に焦点を移しつつあるように映った⁽⁸⁰⁾。

アメリカでは数世紀にわたり、銃の所持権をめぐる政治論争が展開されてきた。銃器規制の議論が出るたびに言及される米国の憲法修正第2条は、「人民が武器を保有しまた携帯する権利は、これを侵してはならない」として、銃器所持の権利を認めているが、この条文の解釈に対する最近の判断として、連邦最高裁は2008年6月、自宅での短銃所持を禁じた首都ワシントンの銃規制が、市民の銃所持の権利を定めた合衆国憲法修正2条に違反するとの判決を下した。ブッシュ大統領も当時、「憲法修正第2条は個人の銃の所持携帯する権利を守っているということを追認した今日の最高裁の歴史的な判決に私は拍手を送りたい」と声明を発表し、この「画期的判決 (landmark ruling)」を歓迎した⁽⁸¹⁾。連邦最高裁は2010年6月にも、市民の拳銃所持を禁止したシカゴ市の条例が合憲か否かが争われた同様の訴訟で、違憲との判断を下したが、今回はこれを地方自治体の銃規制にも適用した⁽⁸²⁾。

したがって、銃規制問題を殺害事件とリンクするのは、まるでピアーズに援助の手を差し延べているようなものと酷評された⁽⁸³⁾ように、日本からの銃所持に対する批判は、服部事件の陪審裁判に悪い影響を与えた可能性があると思われる。実際にも、ピアーズが大陪審を経て起訴されてから、

この事件に対する一般市民の態度は、日本におけるアメリカでの銃の全面廃止を要求する運動の展開に伴って変化しつつあった。事件直後に、ピアーズに同情を寄せる人は家族と友人しかいなかったが、ニュースの流れとともに、市民の感情も少しずつ変わり、彼を支持する人たちの数が急増した。彼が起訴されてから48時間後には、ピアーズ家の友人が援助基金を設立したが、その事実が新聞で紹介されると、数多くの見知らぬ人たちから激励の手紙や金銭などがアメリカ全土から届いていた⁽⁸⁴⁾。「第2次大戦を始めた人々が、今度は我々の銃を奪って鉄を溶かし、トヨタの車を作ろうというのか」と、この類の投書や意見がアメリカ各地のマスコミに寄せられた⁽⁸⁵⁾。こうした反日感情が陪審員の心証に影響を与えていないとは言い切れないであろう。

もっとも、そのような銃所持が当たり前だと信じる人々が陪審員にも選ばれていた。実際のところ、日本に対する反感はピアーズ裁判の陪審員の間にもあった。「他の国から来て、私の国をどうしろ、こうしろと言うのを聞くと腹が立つの。日本国内で何が起きようと、私には関係ないわ。戦争に勝ったのはアメリカだろう。今度は、日本がアメリカに意見しようっていうの？ 私は銃規制に反対だし、1人の少年が死んだからって、銃を廃止しろなんて信じられない」というような感情的な発言をした陪審員さえいた⁽⁸⁶⁾。担当弁護士の主張も、この事件の起訴は、日本からの関心が強いために強制された政治的措置であり、ピアーズは見せしめとして犠牲にされているというものであった。罪状認否後のテレビインタビューに答えた市民の中でも、半数以上が同じような考えを持っていたという⁽⁸⁷⁾。

このような文化のもとでは、自分の身が危険にさらされたと思ひこみ、警察に頼らず自分で自分を「守った」結果、よそ者である日本人を射殺してしまった被告に対する同情は、同じ事件が北部で起こった場合よりもずっと強かったわけである。実際にも無罪評決が言い渡された時、法廷内には歓声と拍手が沸き上がった⁽⁸⁸⁾ほど、ルイジアナ州では半数以上がこの無罪評決を支持していたと思われる⁽⁸⁹⁾。地元住民の反応の中では、「難しい判

断を迫られた陪審員にならなくてよかった」という声がある一方、「日本や他の国のマスコミが騒いだせいで、ピアーズがスケープゴートになって有罪評決を受けるのではないかと心配していたが、無罪になって嬉しい」という声も聞かれ、他人に指図されるのを嫌うアメリカ人の面目躍如といったところであろう⁽⁹⁰⁾。ただし、アメリカ全体で言えば、国民の半数以上はこの評決を支持していないと思われ、この裁判を取材したアメリカのメディア関係者も、この事件が北部の進歩的な州で起こったとすれば、傷害致死でもおそらく有罪になろうとコメントしたという⁽⁹¹⁾。

② 趙燕事件——外交と人権問題への格上げ

ローズの弁護士は、裁判の冒頭陳述から幾度も中国からの圧力に屈服してローズを起訴したアメリカ政府を批判した⁽⁹²⁾。こうした政治的圧力が連邦検察のローズに対する迅速な起訴に導いたことを立証するために、事件に関与した2人の元閣僚を潜在的な証人として召喚しようと試みた⁽⁹³⁾。この批判に対し、検察側は、事件の翌日、つまり中国外相がパウエル国務長官に電話をかけて懸念を表明した前に、ローズがすでに国土安全保障省によって告訴されたと疑惑を否定し、裁判所も同じ旨の判定を下した⁽⁹⁴⁾にもかかわらず、この事件をめぐる米中間の駆け引きは陪審員の心証には全く影響がないとは言い切れないであろう。

事件の発生後、在ニューヨーク中国総領事館は、直ちに書面で声明を発表し、この事件を真剣かつ徹底的に調査し、人権を侵害した残虐な容疑者を法により処罰するようアメリカ政府に求めた。同時に、副総領事は趙燕を見舞い、彼女の適法的権利を保護するために全面的に協力すると述べた⁽⁹⁵⁾。その後、外相レベルの交渉も数回行われた。7月23日、パウエル国務長官は中国外相李肇星との電話会談の際に、この事件を迅速に善処することを重ねて表明した。7月26日、李外相はパウエル国務長官との電話会談で事件を徹底的に調査し、当事者を厳罰するよう求めた。同日、中国外交部領事司は、アメリカ大使館の責任者を呼んで、「人権重視を称するア

アメリカで、多数の政府職員が無実な中国人女性に残忍な暴力を振るったことに対し、中国政府は非常にショックを受け、強い不満と関心を抱いている」と述べたうえ、有効な措置を行い、中国人民の感情を傷つける類似の事件の再発防止を求めた。中国外交部スポークスマンも、この事件がまさにアメリカの「覇権的な態度と人種差別」を現した一例であり、アメリカが人権について二重基準を持っていると非難した⁽⁹⁶⁾。

他方、人民日報（海外版）には、国連法務部門に勤務しているある中国高級官員がこの事件について、「これは重大な人権侵害事件で、中国の国民は当然にも外交上の保護を受けるべきであり、これは所在国の法律問題にも関わる。もし米国側がこれを無視すれば、中国側は他の措置を採ることができる。もし米国側が事件を真剣に調査・処理し、謝罪し、諸費用を負担し、損失を賠償する姿勢を示し、容疑者を法廷で審判するならば、これは正常かつ稀なケースの刑事案件となり、政治事件ではなくなる。しかし、もし審判が公平でなければ、あるいは容疑者が無罪とされれば、また別の問題になる」という威嚇とも受け止められそうなコメントを載せた⁽⁹⁷⁾。

こうした中国からの圧力を受けての対応か、7月27日、アメリカ国土安全保障省は、ローズを停職処分にする声明を発表した。国土安全保障省長官は、駐米中国理事代理大使への電話で、「国土安全保障省の国境警備員が趙燕を殴打したのは、全く受け入れられない行為であり遺憾に思う。アメリカ側は事件を調査し、事件を起こした人物を拘束したとともに、重大な犯罪行為として告訴した」と表明したうえ、「国土安全保障省の国境警備員に対し、類似の事件の再発を防ぐため、是正の措置を取るよう指示を出した」と説明した。7月29日、パウエル国務長官は李外相に書簡を送り、ローズがすでに停職処分を受け、暴行容疑で勾留されていることを伝えた。また、アメリカ政府としては国内法に基づき徹底的な調査を行うことを承諾した。

8月11日、ローズが大陪審を経て起訴されたと同時に、この事件を担当するニューヨーク州西部検察署の検察長補佐は、趙燕に面会し「私はアメ

リカ政府を代表して貴女に公式に謝罪する。我が政府は今回の事件を非常に、極めて遺憾に思っている」と丁重に述べた⁽⁹⁸⁾。こうしたアメリカ政府の措置について、ニューヨーク中国総領事館は14日、「アメリカ国務省を含む関係機関の積極的な対応は賢明な行動である。米国が法に基づき、事件を公正かつ適切に処理することを期待する」という声明を出した⁽⁹⁹⁾。

こうした一連の動きから、この事件を人権問題にこじつけて政治化しようとする中国政府の苦心が読み取れよう。まさしく指摘されたように、このような中国人が海外で虐められる事件は、これまで時々発生したが、中国政府はなぜこの事件のみを非常に重要視し、中国にとって最も重要な中米関係に突っ込ませたのか。この異例の挙動に隠された外交カードとして利用しようとする政治的意図があるように思われる⁽¹⁰⁰⁾。

1989年の天安門事件後、米中間は人権問題をめぐって激しい攻防戦が繰り返されてきた。アメリカ国務省が毎年公表する「世界人権状況年次報告」では、中国政府の人権侵害がしばしば批判されることに對抗するため、中国国務院も1990年代から毎年「米国人権記録」を公表し、米国内の人権状況を非難すると同時に、中国の人権白書を公表し、「人権重視」の姿勢を国内外にアピールしようとした。こうした人権論争の背景下に発生した趙燕事件は、まさにアメリカの人権状況を批判する絶好のチャンスとして捉えられたものと考えられる。2005年3月に発表された「2004年米国人権記録」では、趙燕事件も人権侵害の実例として収録された。

趙燕事件を大いに報道した官製メディアの矢先は、どうもローズではなく、アメリカ政府そのものであった。例えば、官営英字紙チャイナデイリーは「観光客への暴行はアメリカの偽善を反映した」と題する記事の中で、「アメリカは他国の人権保障についてあれこれ取りざたする癖があることがよく知られている。しかし、結局は誰が真の脅威であるか。テロ防止の旗印の下で…、アメリカ人は、彼らの大切な命に対する潜在的な脅威であろうと思われた誰でも殺せるし、または見え透いた言い訳をして無実の女性に死にかかったほど暴行を加えることもできる。米国安全部門は、本国

論 説

で育まれ蔓延している恐怖感を利用して、法の執行においてもますます好戦的にまでなっている」⁽¹⁰¹⁾と激しく批判した。

人民日報所轄の「人民ネット」のコラム「人民時評」では、朱夢鬼の「趙燕に公道を戻せ！」と題する評論が掲載され、その中で「アメリカ警察は国家機関から、帝国主義の思想、強権政治、覇権意識、人種差別などの影響を受けたため、法律と人権を公然と軽視する。アメリカ当局には、趙燕事件に対し言い争う余地がない法的責任がある。…趙燕事件を公正に解決できるか否かは、人権をめぐる法理と暴力の戦いでもある。…祖国人民は趙燕の強固な後ろ盾であり、無実な罪を着せられた同胞に公道を戻せと叫ぶ」という冷戦時代の口調を想起させるような極端な言論もあった⁽¹⁰²⁾。

趙燕本人及び家族も「新華社」のインタビューを受けた。趙燕は「個人及び民族の尊厳のために、この訴訟を最後までやり遂げる」と述べたが、彼女の母親は「米国は民主と人権を自慢するが、娘の事件を通してそれは嘘であると分かった」と述べた。アメリカで発行される中国語新聞「僑報」は、趙燕氏が李外相に送った手紙の内容を紹介した。「人権大国と自称するアメリカでひどい目に会ったが、私と同じく善良な中国人に改めて1つの事実が知らされた。自由、民主及び人権を標榜する国でも、人権に反することがしょっちゅう起こるのである」と米国の人権状況を批判しつつ、「胡锦涛国家主席のいつでも、どこでも、党と政府は海外華人の安否に重大な関心を寄せているという話にところが打たれた。中国政府と外交部の『民を本とする』『民のための外交』の理念を自ら体験した。偉大な祖国こそ私たちの最も強大な支えであることを認識した」⁽¹⁰³⁾と中国政府の対応を賞賛した。

しかし一方、中国国内でも警察の暴行による類似な事件が多発する中、この事件に対する中国政府の高姿勢を疑問視する声もあった。「一人のビジネスマンが殴られた事件を大げさに報じる必要はない。政治的パフォーマンスであろう」。「中国の庶民が自国の警察に殴られるケースも決して少

なくない。この意味で、今回の事件は必ずしも話題になるべきものではない。「この事件は、中米関係や民族、人権、人種差別と関係なく、特殊な一刑事事件に過ぎない。反米愛国運動を起こす必要がない」。「中国の庶民は国内で行政機関に苛められることが日常茶飯事である。国内ですら尊厳がないものを外国に求められるものか」と、矢先が米国のダブル・スタンダード人権基準への批判から自国政府の「虐民」問題へと移行されつつあった⁽¹⁰⁴⁾。

また、「アメリカは司法の独立を原則とする国であり、裁判長は「共和党政法委員会」の書記長でもない。被告人が有罪か否かは、12人の普通のアメリカ人からなる陪審団によって評定されるが、彼らはいかなる政治、外交またはメディアからの圧力にも屈しないであろう。たとえ被告人が有罪の判決を受けたとしても、必ず「厳罰」になるとは思えない。黒人に暴行を加えて「ロス暴動」まで誘発した警察官も30ヶ月の有期懲役に処せられたに過ぎない。アメリカの陪審制度を理解できれば、ローズが無罪になってもネット上のロス暴動までにもならないであろう」⁽¹⁰⁵⁾ と、中国的な発想からアメリカ政府に外交、政治的圧力をかけることは、決して趙燕事件の陪審裁判の助けにはならないと説く分析もあった。

中国政府の強い関心と反米世論は、かえって趙燕事件の裁判に逆効果をもたらしたようにも思われる。アメリカでは、司法がいかなる政治的、外交的圧力の制約を受けてはならないという原則は、すでに社会に深く根付いて市民の心に入り込んだため、外交的、政治的圧力をかける中国政府の姿勢は、少なくとも陪審団が被告人に不利な評決を下すことには役立たなかったのである。この意味で趙燕が米中間の人権攻防戦という「大きなゲームでの一駒として」利用されただけと言えるかもしれない。

(4) 人種要素と偏見

陪審と人種の関連性を考える場合には、「裁判での評議と人種問題」と「評決に対する社会の反応と人種問題」を区別して考える必要があるよう

に思われる。前者については、アメリカ連邦最高裁は、陪審員候補者の人種構成が地域住民の人種構成を適切に反映することを求め、人種、性別に基づく専断忌避（理由なし忌避権）を憲法違反として禁止している。人種・ジェンダー的にバランスのとれた陪審団が出す評決は、地域住民の信頼が高く、支持され、受け入れられやすいという⁽¹⁰⁶⁾。ロサンジェルス・タイムズ紙が行った世論調査（1994.9）によると、陪審経験者のうち「評議の際、人種で意見が分かれた」と答えた人は15%に過ぎない⁽¹⁰⁷⁾。しかし、無罪の評決に対する社会の反応は、この調査結果に沿わない場合もある。

陪審制度の問題点の一つは、陪審員、被告、ならびに被害者の人種構成が評決に影響を与え、少数民族に不利な評決が出やすいといわれる。ロドニー・キング事件の白人警官に無罪評決が下された原因については、白人住民の多かったシミ・バレーで法廷が開かれ、陪審員に黒人は含まれていなかったとされた。また、シンプソン無罪の評決を勝ち取った原因の一つは、陪審員12人のうち黒人が9人を占めた結果であり、もしこの裁判が、事件が発生した場所を管轄する白人の比率が高いサンタ・モニカの裁判所で開かれていたら結論が変わっていたという意見もあった⁽¹⁰⁸⁾。マスコミの代表的報道はほぼ同じ意見があった。

O.J.シンプソン事件の刑事裁判と民事裁判では陪審員の判断が逆になった理由としては、陪審員の人種構成が違ったことも挙げられた。ロサンゼルス・ダウンタウンで行われた刑事裁判では、陪審員の構成は、黒人9人、白人2人、ヒスパニック1人であり、黒人が多数を占めていた。弁護側は、この陪審員の構成を睨みながら、「人種差別主義者たる白人警官が、証拠を捏造するなどして、黒人成功者であるシンプソンを陥れた」というストーリーを陪審員に強く印象づけ、争点を人種問題にすり替えることによって、無罪評決を引き出したとも言われる。アメリカの抱える人種問題を巧みに裁判に利用し、人種カードを有効に使ったと思われる。一方、民事裁判は、白人の比率は高いサンタモニカの裁判所で行われたため、陪審員の構成は、白人9人、ヒスパニック1人、アジア人1人、黒人とアジア人の子1人と

なった。そのため、刑事裁判のように、人種カードが有効に使われることはなかったという⁽¹⁰⁹⁾。

ただし、O.J.シンプソン裁判の陪審員らを最も失望させたのはこの意見であった。というのは、この全員一致の陪審評決について、黒人以外の陪審員も賛成しており、評議は人種によって判断が分かれなかったからである。証拠の信用性と立証責任のルールによって無罪の評決が決まった。「検察官の証拠には合理的疑いが残る」と判断したのは、12人のうち9人を占める黒人陪審員だけではなく、2人の白人陪審員と1人の南米系陪審員も同じ判断に達していた。陪審員らは「私たちの評決を批判する人たちは、私がどんな人間かも知らずに決めてかかっている。私が黒人だから黒人の被告を無罪にしたと言われるのには本当に腹が立つわ。もし検察がこの男が有罪だときちんと立証していたら、彼は刑務所に行った—それだけのことよ」。「私たちには被告の肌の色は関係ないのである。もし証拠が十分であったら有罪になっていたであろう」。「証拠にあまりに疑問が多かったので、誰も人種の問題を議論することがなかった。私たちの評決は、証拠と検察立証の不十分さに基づいているとのことである」。「私は最初有罪ではないかと思った。しかし、議論を進めていくに従って、私自身、証拠に信用が置けなくなり、無罪にせざるを得ないとの結論に達した」と言った白人女性陪審員は、過去に陪審員を務めた事件では、11人の無罪意見に対して1人自分の有罪意見を変えず、とうとう全員を説得して全員一致で有罪評決を出した経験を持つ人である⁽¹¹⁰⁾。

そして、ロス暴動⁽¹¹¹⁾を誘発したロドニー・キング事件と同じロサンゼルスで起きたO.J.シンプソン事件の刑事裁判では、黒人の比率が高いダウンタウンが裁判地として選ばれた理由は、実に「有罪判決の信頼度」を配慮するためであった。O.J.シンプソンの有罪を確信していた検察側は、「白人が多い陪審の有罪評決には信頼性に問題がある」⁽¹¹²⁾としたが、容疑者のO.J.シンプソンが黒人であったため、ロス暴動の再来を恐れた裁判所側は、黒人が多い地区からの陪審員選出を認めた。すなわち、検察側の人

論 説

種感情を強く問題視するなど過剰とも取れる配慮を行った結果、刑事裁判の過程に大きな影響を与えることになった。

もちろん、これらの陪審裁判には本当に人種差別的の偏見があった（人種の要素が影響した）のか断言することはできないが、無罪判決をめぐるアメリカ社会の一部の反応を見れば、正式の評決の理由から見えない深層心理がある程度示されているように思われる。O.J. シンプソン事件の無罪評決に対するニュース・ウィーク誌の調査では、黒人は85%が評決を支持したのに対し、白人は支持32%であった。テレビや新聞等でこの裁判をフォローしていた多くの市民は、メディアで伝えられた情報から「事件はたぶんシンプソンの犯行だろう」と考えていたから、無罪の評決を支持しなかったであろう。しかし、「合理的疑問」が残った陪審員は、法律に従ってシンプソンを無罪にした。「たぶん」と「合理的な疑いを越えて」とのギャップが生んだ驚きといえるのではないかと、という説明も納得させられるが、無罪の評決に対する支持、不支持の比率にはなぜ人種による違いが鮮明に出るのか実に興味深い⁽¹¹³⁾。ある黒人弁護士は、O.J. シンプソン事件の無罪判決が出たことを喜び、「シンプソンはやっただろうが、今まで黒人がこの司法制度の中でいかに不公平な扱いを受けてきたか。今度は白人が思い知る番だ」と、この事件における陪審制度の役割を全く違う次元で評価していたという⁽¹¹⁴⁾。すなわち、無罪評決を支持するか否かの判断について、法廷外の一般市民は、陪審員のように、法廷で法律と証拠にのみ従うことを宣誓したうえ判断を下した必要がないから、自分の立場や感情などに流されて判断していることもあろう。これはむしろアメリカ社会における人種問題の根深さを露呈しているように思われる。

服部君射殺事件の発生と無罪評決に至る過程では人種偏見も要因の一つとしてあったかもしれない。アメリカで陪審と人種の関連性には最も問題となるパターンは白人を殺した罪で黒人が被告席に座っている場合であるといわれる。陪審員がすべて白人であった場合、状況の如何に関係なく無罪評決を勝ち取ることは、殊にアメリカ南部の場合、非常に難しいという。

ルイジアナ州は南部の中でも最も人種偏見が強い場所であり、特にピアース被告が住むバトンルーージュ北部は、黒人をはじめとするマイノリティに対する差別意識がまだ残っている典型的な「南部」として、KKKの本拠地でもある⁽¹¹⁵⁾。

服部君は事件当日、膚の色が黒っぽく見える白いシャツとジャケットを着ていた。妻のポニーの証言の中で、服部君の第一印象について「アジア人、メキシコ人かあるいは何でもいいんですが他の人種に見えた」⁽¹¹⁶⁾と語っていた。バトンルーージュ市の人種問題評議会は、服部君が色の薄い黒人の少年と見間違われて射殺されてしまったのではないかと疑い⁽¹¹⁷⁾、アメリカ最大の黒人団体、NAACP（全米黒人地位向上協会）は、少なくともこの事件が憎悪犯罪の可能性があると感じ、連邦検察局に手紙で服部君の死が公民権法に違反しないか否か調査するよう依頼した。そして、NAACPの代表は、大陪審自体が、少数民族が被害者で、加害者が白人の場合、無関心になる傾向があると忠告した。この点について、すべての犯罪の陰に人種偏見を見いだすのは危険であるが、NAACPの主張は必ずしも的外れてはいなかったように思われた⁽¹¹⁸⁾。人種偏見が評決に少しでも影響を与えたかについて、裁判の最中及び直後に、バトンルーージュ市民は、撃ったのが黒人で撃たれたのが白人の子供であったらおそらく有罪であったと思うと口をそろえて言ったという⁽¹¹⁹⁾。

実は、最終弁論が終わって評決が出るまでの間、服部君の両親があるルイジアナに住む日系女性から一通の手紙を受け取った。その中で「合衆国の中でも南部、特にルイジアナ州は南部人以外に対する偏見が強いところである。12人の陪審員はすべて南部人独特の偏見に満ちた価値観を持っている。アメリカに住む日本人として言わせていただければ、陪審員たちは、できることなら私たち東洋人とはかかわり合いたくないと思っている。人種的偏見に満ちた陪審員のもとで公正な裁判など望むべくもない。今から言っておきますが、この陪審裁判の結果はあなたを啞然とさせるであろう。その時には私がここで言ったことを思い出してください。この州は人種差

論 説

別に満ちており、陪審の価値観を考えた場合、公正な裁判など望めないものである。無駄な希望は持たないことである。」と助言した。しかし、服部君の両親はその時点で無罪評決が出るとは思ってもいなかったもので、よくある被害妄想かなとあまり気にも止めないでいたが、この予言どおりの裁判結果が出てからはじめて彼女の方が冷徹な目で現実を直視していたと悟ったという⁽¹²⁰⁾。

人種偏見の影が服部事件とO.J.シンプソン事件の根底にあった可能性を否めないと言えるのであれば、趙燕事件では特に陪審裁判での人種的な要素はそれほど目立った問題ではなかったと言えよう。しかし、この事件は中国で最も感情的な出来事として官製メディアで取り上げられ、しかも明らかに人種に絡む敏感な事件とされる目立った特徴がある。鼻が青黒くなり顔も腫れ上がったさまの趙の写真が各紙の1面トップに掲載され、一般市民の間でも賛否両論、議論百出の状態であった。この事件を人種と民族の問題まで押し上げる論調もあった。悪警を厳罰し民族の尊厳を擁護しようというような見出しが随所に見られた。この事件はまさしくアメリカもマイノリティの人権を尊重しない恰好の事例となった。

中国アメリカ史研究会理事長である南開大学李劍鳴教授の分析では、「趙燕事件は、警察の個別的行為ではあるが、アメリカ社会には未だに種族及び文化に対する差別的傾向が存在することを示している。今日のアメリカでも、マイノリティ系住民が司法手続においてしばしば不公平の取扱いを受けていることから、人種差別的の幽霊が依然として漂っていることを見て取れる」。「趙燕事件の現場では、まず逮捕された容疑者が黒人で、彼が自白した共犯がすべてマイノリティであり、趙燕さんが中国人で、まさにアジア系の外面的な特徴に符合していたため、警察に白黒つけずにひどく殴られたことには驚くに値しない。警察は当時、まず趙燕さんの身分を確認せず、しかも確認しようとも思わないまま、明らかに潜在意識においてその人種の特徴だけに注目したのである」。「この事件は、9.11事件以後のアメリカで現われた国土安全と人権・自由とのバランスをいかに保つか

という難局を示している。…テロリズムはむしろ米国内のマイノリティへの差別や海外の非欧米国家へ攻撃するための理由を提供したのであろう」⁽¹²¹⁾。

「新華社」の報道によれば、ある大学生は、アメリカ人がマクドナルドで食事する際に火傷をしたことで数百万ドルの賠償を受けられたことを、中国人があればほどの暴力と侮辱を受けたにもかかわらず、なんと殴打者が無罪で赦免されたことと比較したうえ、「この判決は、米国の傲慢自大な心理と外国人への差別意識を反映した」⁽¹²²⁾ と結論づけた。

英字紙チャイナデイリーは、「趙燕は自分の被った残虐行為が彼女の想像を超えたものと言った。しかし、彼女は世界で「人権」を最も熱烈に唱道した者の故里でそれを経験することになった。趙燕の境遇が彼女の皮膚の色に何かの関連があるかの問題もなお残されている。この国で警察の非白人市民に対する残虐行為は稀なことではない。警官らは趙燕が外国人であることに気がついたか否かを問わず、彼らの行為はけしからぬほど非人道的なものである。彼らはワシントンにおける彼らの司令官らとともに、自分の国の恥じすべき姿を描いている」⁽¹²³⁾ と非難した。

「人民ネット」も、フロントページに書き込みを集中する「趙燕事件特集」を設けた。その中でも、「この事件の無罪判決によって米国の人権基準は白人至上であると明らかになった」。「私の知っている限り、米国は中国にあまり好感を持たず、人種差別がある。もし趙燕が白人あるいは鼻がもう少し高ければ、この事件は起こらなかったであろう」。「米警察の行為は個人だけでなく、他民族への差別と侮辱である」といった論調が目立ち、アメリカ製品へのボイコットの呼びかけも見られた⁽¹²⁴⁾。

しかし一方、それ以外の新聞や雑誌にはこの事件を客観的に見るべき意見もあった。「南方都市報」はあえて上述した朱夢鬼の時評について、「一部の人は、趙燕事件を利用し、極端な民族主義を煽り、国家の対立を煽動し、恨みをばら撒こうとする」⁽¹²⁵⁾ と反論した。

「環球」誌に載せた「趙燕事件を考察する二つの視角」と題する文章の中では、「米警察は趙燕を殴打した時、彼女が中国人であることを知らな

論 説

かったので、彼女が中国人であるから殴ったわけではない。恣意に暴力を振るう警察と抵抗力のない女性間の出来事に過ぎなかった。この事件は本質的には法律の問題であり、政治または民族尊厳とは関係がない⁽¹²⁶⁾ という指摘があった。

「新京報」の「個人のことを民族のことと混同してはならない」と題する文章の中では、「ローズは趙燕が中国人旅行者であることを一目で分かるはずはない。彼の行為は正当であったか否かは議論の余地があるものの、それは米国の中国に対する国家的行為でもなければ、中国人に対する民族的行為でもない。公務執行中の警官による個人に対する行為である。趙燕の不幸は個人的なものであり、民族的なものではない。趙燕が殴られることと刑事判決の結果を民族的な事件まで無理に言いくるめようとするのはむしろ中国人自ら辱めを受けることになる⁽¹²⁷⁾」と述べられた。

「新浪ネット」には「この事件がなぜ政治事件とか民族の尊厳にまで引き上げられたのか、よく分からないなあ。殴った警察は趙燕が中国人だと知っていたのかい？ 趙燕は英語が分からなくて、アメリカ人も中国人と他のアジア人との区別もつかないだろうし。アメリカ人のやり過ぎは確かだけど、中国人だったから、というのは無理がある。メディアの煽り過ぎだ」、「何でもかんでも組上に載せて政治化にするのはやめろ。過敏なのは自信がないからだ」、「たとえ趙燕さんが賠償を受けられたとしても、『我が民族の尊厳』には何も関係がないのではないか」といった書き込みがあった⁽¹²⁸⁾。

実際のところ、趙燕の弁護士も、ローズが趙燕の旅券を見てようやく彼女が中国人であることを知ったという。ローズはアジア人を軽蔑する傾向をもっているかもしれないが、中国人だけを軽視することはないと、弁護士は話した⁽¹²⁹⁾。

(5) 法文化的な相違

留学生が強盗と誤認されて射殺された、観光客が犯罪者と誤認され暴行

を受けたといった悲劇は、ある意味で次から次へと起こった一連の不幸な誤認の結果でもあると言っている。こうした誤認を生じさせた背景には、異なる社会の文化や常識の差異による衝突もあったように思われる。

服部事件の裁判において弁護側が一貫して主張したのは、被告人の行動が「やむを得ない誤認」に基づくものであったという点である⁽¹³⁰⁾。例えば、被告が主張したように、目の前に銃を突きつけられた状況で「フリーズ (freeze)」と言われたら、アメリカ人の子供なら止まっていたはずであるが、止まらなかった服部君が、「プリーズ (please)」を間違っただけの可能性はいまだに否定できない⁽¹³¹⁾。また、言葉が通じない時に微笑みかけて相手に善を示すのは自然なことであるが、犯罪が多発するアメリカ社会に特有な犯罪への恐怖に怯えていた被告には、薄ら笑いを浮かべながら近づいてきた服部君が麻薬中毒患者と見えたとしても、それほど驚くには当たらない⁽¹³²⁾。

趙燕事件についてローズも趙燕が武装したテロリストまたは麻薬密輸者であるかもしれないと疑って逮捕しようとしたが、彼女が「良い抵抗者 (a good fighter)」であったから武力で制圧したと証言した⁽¹³³⁾。そして、過度に武力を使用したかの容疑について、ローズは、すべて警察学校で訓練された通りに容疑者が逮捕を拒否した際に取りべき標準の手続に従って行動したので、適切レベルの武力しか使用しなかったと弁解した⁽¹³⁴⁾。ところが、法律専門家は、中米間の法文化上の相違による誤解も事件の引き金の一つである可能性があると言及した。例えば、異なる文化背景のもとで「動くな」に対する理解も異なるので、中国では、「動くな」が身体を移動しない意味で理解されるのは普通であるが、アメリカでは、体の各部位を含むすべての動作の停止を意味することが多い。この場合、たとえば手を動くような小さな動作でも警察の命令への抵抗と理解されることがあるから、警察は抵抗して逮捕されまいとする相手に対し発砲も含む必要と思われる強制措置を採ることができる⁽¹³⁵⁾。

趙燕及び仲間3人も「ストップ (stop)」とローズ警官に命じられたが、

相手の厳しい表情や口調をひどく怖がって逃げ去ろうとしたため、ますます麻薬密輸者の共犯者ではないかと思われてしまい、手足が押さえられながら「あがくな (don' t struggle)」と聞いた時も、その英語の意味をよく分からなかった趙燕は、慌ててバックから旅券を取り出して自分の身分を証明するために必至に脱け出そうとしたが、何か凶器や不審物を取り出そうとしているのではないかと誤解され、いっそう武力による征服を受けてしまう結末となった。実際、アメリカに長期滞在した経験がある北京在住のある中国人ビジネスウーマンも、「アメリカでは車が警察に停止させられた際に、もし運転手が車から出たらトラブルになる可能性がある。しかし、中国ではもし運転手が車から出なければ、かえって警察に失礼と思われる。趙燕事件もこのような類の問題である」と例を挙げて「文化的相違」はこの事件に繋がったであろうと考えた⁽¹³⁶⁾。

確かに、これまで生きてきた社会の法文化と常識の違いも不幸な出来事を引き起こした一因であったかもしれない。この意味でこれらの事件は、銃社会といわれるアメリカ社会の特異な常識観・価値観が根底に存在するので、法津論というよりはむしろ文化論の領域で論ずべきものかもしれない⁽¹³⁷⁾。

3. 陪審制度の意味するもの

(1) 民主主義の根幹をなす重要な政治制度

上述した諸事案を見ての通り、アメリカの陪審制度は、往々にして人種差別などの問題によって揺れ動いても、その正しさを維持して建国以来今日まで崩れることはなかった⁽¹³⁸⁾。その背景には刑事陪審が政治的権力の恣意に対し、市民を保護するという意識の存在も無視しえないものがある。国民主権の理念の下、主権者である市民の意見は立法や行政だけでなく、司法手続にも直接反映され、殊に人身の自由を剥奪するような有罪か無罪かを決定する裁判権は、究極のところ市民の手に委ねるべきであると考え

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

られているため、アメリカにおける陪審制は、市民が司法過程に参加するという民主主義的な価値に多く依拠しているといつてよからう⁽¹³⁹⁾。

そもそも司法への市民参加は、欧米において民主政治という概念が生まれる古代ギリシア時代から始まっている。裁判は国家権力の行使となるので、偏見に満ちた一方的な権力行使を市民の参加によって防ぐという意義があった。近代以降も18世紀の半ばまでにイギリスで形成され、その後アメリカに継受された陪審制度が、市民の裁判参加の一形態として主にアメリカやイギリスをはじめとするコモンロー諸国で運用されている。殊にアメリカでは陪審裁判は国家の成り立ちと深く結びついているもので「人民による統治」の重視というアメリカ型民主主義に関わる一種の政治制度として理解される傾向がある。全世界における陪審裁判の90%がアメリカで行われていると言われるほど、アメリカは最も陪審制を多用している国である。

18世紀中頃のアメリカ独立革命期において、イギリスとの抗争過程中、陪審による裁判がイギリスの圧政に対する抵抗手段として、アメリカ植民地の人々の自由を守る役割を果たしてきた歴史は、自由の擁護者としての陪審の地位を不動なものにした。陪審制は、アメリカの建国以来、あるいはそれ以前からの伝統となり、一つの信仰のようなものにすらなっている⁽¹⁴⁰⁾。独立後の1787年にできた今のアメリカ憲法には、陪審による公開の裁判を受ける権利を保障する規定が複数定められているのは、こうした歴史的背景があったからである。したがって、「アメリカでは、陪審制度の本質を単なる司法制度としてのみ捉えるのは不十分で、陪審は何よりも第一に国民の自由と人権にかかわる重要な政治制度として、なお一層重大な影響を社会に与えている」⁽¹⁴¹⁾。

1791年の憲法修正条項(権利章典)により刑事陪審及び民事陪審の権利が保障された(修正6条・7条)と同時に、大陪審も保障された(修正5条)。民事裁判でもこの権利が認められる理由は、政府、公務員の不正行為や行き過ぎに対して、市民が損害賠償等を求めて訴訟を起こした場合、

市民でも勝てる見込みのある土俵を確保するためである。すなわち、刑事事件でも民事事件でも、陪審制度には公権力の横暴を抑制する効果が期待されている⁽¹⁴²⁾。こうして陪審制度は国民が直接司法権を担うもので民主主義の根幹をなすものであることから、アメリカでは陪審裁判を受ける権利が憲法上の権利として保障されている。憲法案の作成を担った一人であるトマス・ジェファソン氏は、陪審制度を「人類が思い付いた唯一の、政府をその憲法の理念に拘束するための錨」⁽¹⁴³⁾として評価している。市民の中にも陪審裁判を支持する感情が強く、「われわれは、陪審裁判を受ける権利の撤廃は、独裁的な政治へ移行する一つの兆候であると信じている。陪審裁判を受ける権利が無くなれば、法律制度に対する国民の信頼を維持してゆくのは難しいであろう」⁽¹⁴⁴⁾と考えられている。

(2) 司法権の暴走を制御する安全弁の役割

アメリカ統治下の沖縄において導入された英米流の陪審裁判で陪審員を務めたことがある数少ない陪審体験者である作家の伊佐氏は、その陪審員体験から陪審制度がいかに被告人を守り、市民の生命・自由を支配する国家権力に対し、強靱な「安全弁」となり得るかを実感したと述べた⁽¹⁴⁵⁾ように、陪審裁判は、欧米において政府及び支配階級による刑法の専断的使用と濫用に対する保障であるという見解が非常に広く抱かれている。すなわち、陪審員は、政府に雇われ共通の見解と利益を共有する裁判官よりも、国からの影響を受けないと信じられている⁽¹⁴⁶⁾ので、統治機構的には、陪審制度は裁判官・陪審員間の抑制均衡の原理を制度化したという一面がある。陪審制度の存在が裁判官の選任政治化することをチェックする機能を果たしてきたことも無視しえないという指摘もある⁽¹⁴⁷⁾。

「judge made law」と呼ばれるコモンローは、裁判官が下す判決によって積み重ねられてきた法律であるため、裁判官の権限は絶大である。そこで、17世紀頃から陪審制は被告人にとって、苛酷な刑罰からの防護壁という重要な位置付けを与えられるようになった。古くからのイングランドの

刑罰は、重罪事件で有罪になれば殆ど死刑に処せられていたが、中世から18世紀にかけての裁判記録には、陪審員が多くの重罪事件の被告人を無罪としたり、烙印や鞭打ち程度で済む、より軽い罪としたりしたことが記されている。権力の分立を強調するアメリカにおいても、抑制と均衡の原則のもとで、立法・司法・行政の三権は、相互にチェックし合い均衡を保つシステムになっているが、現実には立法院も行政府も違憲審査による司法府のチェックが厳しく課せられている。特に立法院によって制定された法律を審査し、憲法に違反すれば無効とする違憲立法審査権が有名である。このような理由により、アメリカでは国民に対して直接責任を負わない司法府の巨大化しがちなその権限に対する危惧がしばしば取り沙汰されてきた歴史がある。この司法権の暴走する可能性を制御する上で重要な役割を果たしてきたのが陪審制度である⁽¹⁴⁸⁾。

アメリカ人にとって陪審による刑事裁判は、「個人の生命・自由・名誉を国家が奪う前に、その罪と度合いは、単に職業裁判官の心に明らかにされただけでは足りず、市井の凡人、いやむしろ、そういう人たち12人全員の目に明らかになった場合でなければならない」ことを意味している。したがって、「陪審が全体として被告人に対する二重の安全弁の役割を果たし、素人の判断を職業裁判官の助けとすることが長期にわたって刑法の満足のゆく適用を確保し、何よりも、手続きに対する社会の信頼を支えている理由がある。極端な場合には、法という名の下に行われる国家権力による人民の迫害に対する防壁ともなりうる」⁽¹⁴⁹⁾。すなわち、陪審制度は「法律専門家の技術的偏向ないし官僚主義的傾向」⁽¹⁵⁰⁾から市民の自由を不当に侵害することのないよう、司法権が暴走する可能性を制御するところにアメリカ人の信頼を繋いでいると言えよう⁽¹⁵¹⁾。

(3) 陪審裁判を受ける権利と陪審義務

陪審制度は17世紀以来コモンロー諸国の司法制度の中に定着していて、法の支配の思想を支える基盤ともなっている⁽¹⁵²⁾。陪審裁判を受ける権利

論 説

は、市民の基本的人権の一つとしてアメリカ憲法によって保障されている。第6修正は、「すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪の行われた州および地区の公平な陪審によって行われる迅速で公開の裁判を受ける権利を有する」と規定し、刑事裁判上、被告人は、有罪か無罪かを決する陪審審理を受ける権利が保障されている。民事陪審についても、第7修正は、「コモンロー上の訴訟において、訴額が20ドルを超えるときは、陪審審理を受ける権利が維持される」と規定している。

アメリカでは建国以来、陪審制度が普通選挙とともに、いわば「民主主義の車の両輪」⁽¹⁵³⁾ であり、陪審員になることが「義務」だけではなく、投票に次いで重要な「権利」でもあると考えられてきた。アメリカ国籍を取得する行事として帰化式があるが、司会役の連邦裁判官による演説の中にも、「これからはアメリカ市民として投票しなさい。そして呼ばれるときには、アメリカ市民として努めて陪審に参加しなさい」という新しくアメリカ人になった人々への激励の言葉がある。投票と陪審はアメリカの市民社会でセットになっている権利とっていい⁽¹⁵⁴⁾。

ただし、陪審員候補者として呼び出しを受けることは、建前として、アメリカ人にとっては名誉であるが、それに応じることは義務でもある⁽¹⁵⁵⁾。アメリカ法曹協会（ABA）が委託した2004年の調査によると、陪審裁判に参加する1,029人のアメリカ人のうち、84%が「自分の都合が悪くとも市民の重要な義務である」とし、58%は陪審員になる機会を「楽しみにしている」と回答した。また75%が「自分が裁判の当事者になった場合には、裁判官よりも陪審に判断を下してもらいたい」との見解に同意している⁽¹⁵⁶⁾。アメリカでは有権者名簿などから無作為抽出で陪審員を選ぶのが通例なので、大統領も例外扱いではない。ブッシュ元大統領が在任中に地元テキサス州の裁判所から陪審員候補に選出された際に、「陪審員は重要な市民の義務」としたうえ、日程を調整できれば陪審員を務める意欲を示した⁽¹⁵⁷⁾。

このようにアメリカ人は陪審制を全体的に高く評価している。しかし一

方、理念と現実はかけ離れる場合もある。すなわち、大多数の市民にとってみれば、「jury duty」と呼ばれる陪審義務のために招集されることは、ありがた迷惑である。もちろん興味ある事件、社会的意義のある事件の陪審員として選出されることも稀にあるが、そんな可能性は少ない。したがって、一般の人々にとってみれば、自分の生活パターンが乱されることのほうが大きな問題である。少々機転のきく人間なら、適格審査の時に何かの理由で免除される。弁護士の間でも「陪審義務を逃れられるだけの口実も作れない陪審員に判断を任せられるか」という皮肉な言い方がよく使われるという⁽¹⁵⁸⁾。

実際に陪審を経験していたアメリカ人は成人の3割弱に上り、毎年約100万人が参加している⁽¹⁵⁹⁾。ある「ありふれた多くの陪審裁判を傍聴した」研究者の観察によると、多くの陪審裁判では、喜んで来る者はいない。名誉に思う者もない。しかし、陪審員らは宣誓を驚くほど重大に受け止めていた。裁判官から責務を告げられ宣誓すると、彼等の態度は変わる。熱心に証言を聞き、公平であろうと努め、社会に対する責任を果たそうとする。彼等は誠実で、証拠と法律（特に立証責任）に忠実であった。そして評決に達すると、陪審員の顔は例外なくみな輝いてみえる。社会への責任を果たした満足感があるように思える⁽¹⁶⁰⁾。

(4) 陪審制に対する裁判官の態度

陪審制度はアメリカにおいて決して裁判官を貶める制度ではなく、陪審と裁判官とで協力する制度であり、そして時には政治的社会的事情から裁判官が単独では批判にさらされる恐れのある事件について、市民がその判決に正当性を与え、裁判官を支えてくれる制度でもあるため、裁判官にとって都合のいい存在といえる⁽¹⁶¹⁾。したがって、アメリカの裁判官はほぼ全員、陪審制度のファンであると言われるほど、裁判官が陪審についておおむね好意的な評価をしている⁽¹⁶²⁾。例えば、シカゴクック郡刑事裁判所のスタンリー・サックス判事は、「日本で素人に人を裁くのは無理と考える

論 説

人も少なくないが、そのことを米国の判事はどう思っているのか」という日本人記者の質問に対し、「陪審員の結論と私の考えが違うこともある。でも私の方が正しいとは思わない。ここで求められているのは陪審員の判断であり、私もそれを信頼している」と言い切った⁽¹⁶³⁾。

その理由の一つは、最も難しい判断は陪審員がしてくれるため、裁判官はしなくて済むからである。特定の事件のために組織された陪審団は、判決が言い渡された瞬間から解散して消える。結果についてメディア等の批判があっても、その結果を出した陪審員の責任を追及することもできない。裁判官は「私は中立な審判役でしかないので…」と、批判を避けることができるわけである。それによって裁判官が一種の「責任逃れ」ができることは必ずしも悪いことではない。というのは、特定の裁判結果について裁判官が責任を追及されないことは、裁判官の独立、ひいては司法の独立にとって非常に重要である。陪審制度は、暴走する国民感情や「悪い裁判官」の追放を売り物にする政治家などから司法を守るための大切な壁であるからである⁽¹⁶⁴⁾。

また、陪審の職務が一時的なものであることによって、陪審員は、証人（警察官）と裁判官が癒着しすぎることを防ぐための保障になると広く理解されている⁽¹⁶⁵⁾。陪審員には継続的な人間関係がないし、他の事件とのバランスを考える必要もない。組織としての過去も将来もなく、かかわる事件の結果について利害関係もない。そのため、判断の予見ができないことで、公権力や大企業に「必要以上」に慎重な行動を取らせても悪くはないから強い。刑事裁判には、「悪い人間」の被告人は裁判官の経験則だけで、自由、極端な場合は命を失うかもしれない。したがって、被告人と同じぐらいに新鮮な目で臨む人たちがいるのは、「その場1回限り」の陪審の一つのメリットであるとされる⁽¹⁶⁶⁾。刑事事件に関与している弁護士及び多くの市民は、陪審裁判の質は、陪審抜きの裁判の質よりも高いと評価している⁽¹⁶⁷⁾。

(5) 素人の常識の反映と誤判の防止

陪審制度が欧米において広く支持される最も重要な理由は、一般市民が裁判に直接参加するという感情であるように思われる。この感情が「裁判官は陪審員を見、陪審員は彼らの背後にいる民衆を見ている」と表現されたように、「陪審員は、正義および法のみならず、被告人の人間性に対する判断に参加することで、彼らが正義であると信じるものに到達する相当の自由を享受するのである」⁽¹⁶⁸⁾。

陪審裁判は、一般市民の常識と広い経験を司法に持ち込むことによって誤判の危険を減少させることができるとされる。広義の誤判とは、世間の常識から遊離した裁判を意味するが、裁判への陪審員の参加によって、一般市民の常識と経験は、極度に専門的な用語が使用されることを妨げ、刑法が社会と遊離することを防いでいると考えられている。また、狭義の誤判とは、無実の者を誤って有罪にしてしまうことを意味するが、特定の事件の審理に関与するだけの陪審員は、多くの事件を審理する裁判官に比べて、弁護側の証拠や主張をより注意深く評価するように思われる⁽¹⁶⁹⁾。

(6) 英米法の手続に与えた影響

英米法系のコモンローは、数百年の間に陪審裁判を通して発展してきたことから、陪審制がコモンローの内容と性格の形成に与えた影響は大きい。まず、陪審裁判が英米の実体法に与えた影響のうち最も重要なことは、法の常識化である⁽¹⁷⁰⁾。すなわち、陪審制度が、英米の法概念を大陸法のように抽象的・論理的・理論的なものではなく、具体的・経験的・実用的なものとしてきた⁽¹⁷¹⁾。陪審裁判は、一方において、国民を法に親しませ、国民の法に対する尊敬の念を積極的なものとするとともに、他方において、法を絶えず一般人の生活と接触させ、一般人の納得できるものとする作用を営んだ。法律専門家だけで作る法は、制定法でも判例法でも、論理的には精巧であっても、実際生活と遊離した極めて技術的なものとなるおそれがある。ところが陪審裁判では、裁判官が法を素人である陪審員に理解で

きるような形で説示しなければならないので、裁判官は、コモンローをできるだけ常識的・实际的ならしめようと努力した⁽¹⁷²⁾。

次いで、英米には龐大な証拠法があるが、その殆どすべてが陪審裁判との関連ででき上がったものである。すなわち、素人である一般市民が陪審員という資格で裁判に関与してきたことは、異常ともいべき詳細な証拠法の発展をもたらすこととなった。その最も重要な法則である伝聞証言排斥の法則も、陪審員は素人であるため、法廷に現れた証拠は何でも容易く信用するという傾向を持っているので、その判断を誤らせないためにできた法則である⁽¹⁷³⁾。そして、集中審理における不意打ちを防止するため、証拠開示 (discovery) の手続が発達した。

さらに、英米の訴訟手続、中でも集中審理、サマリ・ジャッジメント、口頭主義、直接主義及び法廷技術の高度な発展も、陪審裁判に伴う必要から生じたものである。陪審員の負担軽減のため、集中審理が行われるようになった。陪審審理を不必要に行わないために、争点を絞り込む裁判前整理手続が発達した。陪審員を公判ないし口頭弁論が始まってから評決まで、他の者と交通させること無しにとどめておく必要があるので、公判ないし口頭弁論を継続して行わざるをえない。また素人に、注意を向けさせ理解させるには、証拠も弁論もできる限り法廷において口頭で提供することが必要である。陪審員に訴えかけるため、法廷における尋問等の技術が発達した。そして、英米の刑事訴訟が当事者主義的な構造をとることも、陪審裁判の結果といえる。検察側と弁護側とが対等の立場に立って、陪審と裁判官の前で争い、陪審が判定を行うところから来るものである。この方式は、英米弁護士の性格にも大きな影響を及ぼしてきたといわれる⁽¹⁷⁴⁾。

(7) 陪審裁判の運用に係わる諸問題

上述したように、「陪審制は確かにアメリカの訴訟過程の中で最も議論の余地がある要素でもある。幾人かの人にとっては、民主主義過程の功績であり、人々の自由の砦であり、公判における真実の判断の効果的な手段

である。しかし、また別の人達にとってそれは、恣意性と不確定性と制度の遅れを招くだけの非効率的な制度である⁽¹⁷⁵⁾。陪審賛成論者は、誤判の危険を減少させるのに役立つとするのに対し、反対論者は、陪審制度は誤判防止の妙薬ではなく、むしろ誤判が増加する危険さえあると主張する⁽¹⁷⁶⁾。

イギリスでは、自由と民主主義の守り手、市民の常識の反映といった陪審制の意義を擁護する意見がある一方で、民衆に多大な負担を課しながら「熟練した」犯罪者らに制度をうまく利用する機会を与えるだけの、高コストで時代遅れのものになっているとか、陪審制自体はよいとしても複雑な事件やデリケートな事件には向かないといった批判も強く、費用と時間の観点から、20世紀を通じて陪審の適用範囲及び権限は大きく縮小された⁽¹⁷⁷⁾。アメリカでも、陪審裁判の運営について次のような問題がよく指摘されている。

まず、陪審員となるのは当該事件に何らの関心もない極端に客観的抽象的な「国民」や「市民」ではなく、当該事件の解決に十分な関心を持ち、責任を担うに足りる客観的判断を下すことのできる具体的な近傍な住民である。陪審員は彼ら自身の経験、信条、価値を加え、意思決定の過程を単なる機械的な事実調査の過程ではなく、ある程度地域社会の意見の表現の一つとするのである⁽¹⁷⁸⁾。陪審制度のこの特徴について、陪審員は、感情や偏見に左右されやすく、被害者たる原告に同情的であり、地域感情や歴史的経緯などの点で「よそ者」、「嫌われ者」が不利になることは否めず、公平な事実認定を期待しえないという正義論的観点からの指摘がある⁽¹⁷⁹⁾。一方、陪審制度は、職業裁判官による裁判制度に比べ、住民自治の伝統に基づくコミュニティの日常生活における感覚、政治的社会的正義に関する市民の価値観、伝統的な互酬性の秩序等を法形成過程に導入することができ、それだけに陪審の評決に対してコミュニティの支持が得られやすい⁽¹⁸⁰⁾。陪審裁判はコミュニティの意見を尊重するわけであり、柔軟性に欠ける法律論にはない見方も得られるわけである⁽¹⁸¹⁾。すなわち、陪審員

は被告人に同胞を見る、裁判官は被告人に犯罪者を見るといわれるように、陪審裁判により理屈で割り切れない部分の公平・妥当な判断が可能となり、逆に言えば、感情的な判断であっても、結果が妥当であれば特に問題とならない。この意味で陪審裁判においては裁判官による裁判と異なり、偏見のない公正な判断が可能となる⁽¹⁸²⁾。確かに、陪審裁判は、裁判官が有罪と思っている場合でも、無罪判決を出す傾向があるが、それはむしろ陪審の意義である。極端に言えば、陪審制度の目的の一つは被告人を裁判官から守ることにあると、アメリカ弁護士が明言した⁽¹⁸³⁾。

次いで、素人の経験のない陪審員には、果たして証拠を理解して適正に事実を認定する能力と、裁判官の説示する法を理解し、一方当事者に偏りのない判断を下しうる公平性を保つ能力があるか。特に複雑な証拠が含まれている場合には、あまりに容易に弁論に動かされる陪審員がいるし、陪審評決の理由を示すことが要求されないため、合理的な判断を行う保障に欠けているといった⁽¹⁸⁴⁾陪審員の事実認定能力に対する不信は、陪審制に対する批判の重点でもある。

この点について、様々な実験がアメリカにおいて行われてきたが、その結果によると、少なくとも集団としての陪審が1人の裁判官よりも事実認定能力において劣っているという証拠はない。陪審の評決と裁判官の判断は、63%~84%の高さで一致するという⁽¹⁸⁵⁾。陪審員と裁判官の判断が異なる場合であっても、当該裁判官の判断でも証拠評価から結論がどちらになってもおかしくない事件がその大部分であり、弁護士の巧拙によって陪審評決が左右されたと考えられるのは、全体の0.25%程度に過ぎない。仮に陪審員が情緒や価値観によって影響を受けるとしても、それが勝訴敗訴を逆転させる要因とはなり得ないという結論である⁽¹⁸⁶⁾。そして、複雑な証拠は陪審員が理解できないという批判については、普通の人がついて行けなくても、裁判官だから難しいことでも何でもついて行けるという保証はない。むしろ、陪審員の中には特殊な能力や知識など、事件の解明に役に立つ要素が含まれる可能性が大きい。普通の人陪審員として事実認定

の作業を担っているアメリカでは、事実認定には高度な知識や専門能力が必要であるといった認識は全くないと言える⁽¹⁸⁷⁾。

さらに、陪審裁判には時間と費用がかかりすぎるとして、訴訟件数が飛躍的に増加した今日では、陪審制度はもう時代にそぐわないという指摘がある。その理由については陪審員に対して支払われる日当・交通費だけでなく、陪審員の召喚・選任手続から審理・評決に至るまでの過程でも少なからぬコストがかかるし、評決不能などで再審理を行わなければならない場合には、当事者の負担も大きい。したがって、むしろ経験のある裁判官に事実認定と法の適用を任せる方がより効率的であるなどのことが挙げられている⁽¹⁸⁸⁾。

陪審員の側でも、仕事や学業に影響が出るというデメリットも無視しえないものがある。とくに社会生活が多忙になり、教育があり判断力も十分と思われる者に陪審員となることの免除を求める傾向があるといわれ、陪審裁判の質が低下していると考えられる。「公務多忙」も辞退理由として認められているイリノイ州では、地元クック郡の裁判所から陪審員として出廷するよう呼び出しを受けたオバマ大統領が「公務多忙」を理由に辞退したこともその一例である。オバマ氏が多忙なアメリカ大統領として出廷辞退したことには批判がないものの、地元メディアにはやはり「シカゴ大学の法学部教員だったのに出廷しないのか」という声があったという⁽¹⁸⁹⁾。

また、陪審裁判をめぐる「不可解な風景」ともいえるのは「陪審ビジネス」の盛況であろう。「訴訟社会」アメリカでは、裁判を左右する法廷戦術を助言する業務は一種の「陪審ビジネス」となって発達し、弁護側だけでなく検察側も利用している。陪審コンサルは、被告の弁護人などに評決をある程度予見可能にするための陪審対策のノウハウを提供し、裁判勝敗の鍵を握っているともいわれる⁽¹⁹⁰⁾。

1970年代初めに誕生し、現在は全米で700社以上あるとされる陪審コンサルティング会社⁽¹⁹¹⁾は、高額な報酬を対価に、陪審員の心証に関する統計や世論調査などの様々なデータの分析と、家族構成、職業、宗教、政治

思想、人種、コミュニティでの役職等を含む陪審候補者のバックランドに対する綿密な調査及び心理学的アプローチなどにより、依頼人のために一番有利な陪審員の理想像を構築して「科学的陪審員選定」を売り物にしている⁽¹⁹²⁾。重大な事件では、「シャドー・ジュリー」（影の陪審）と呼ばれる模擬陪審を作ること⁽¹⁹³⁾や、本番の裁判でも「陪審コンサルタント」と呼ばれる各分野の専門家が法廷に出向き、弁護人の横で直接アドバイスをすることもある。O.J.シンプソン事件の時もこのような会社が動いていた。この裁判も手掛けて無罪を勝ち取った陪審コンサルティング会社「ディジョン・アナリス」の例を見れば、1985年の設立以来、手掛けた刑事事件は300件以上もあったが、そのうちの9割は被告側弁護士からの依頼であり、1割は検察側が占める。料金は1時間150～500ドルであり、大事件になると、支払総額は5万～10万ドルにもなるという⁽¹⁹⁴⁾。

陪審コンサルティング会社を雇えば勝訴する可能性が1割か2割も高くなるといわれ、コンサル業界は陪審制度のレベル向上に貢献していると胸を張る一方、大半の陪審裁判は証拠で決まるため、コンサルの影響は限定的なものであるとの指摘もある⁽¹⁹⁵⁾。アメリカ各地でいろいろな組織が様々な方法で陪審制度に関する研究を行ってきたが、この点に関連して繰り返し出てくる研究結果として、「陪審は証拠に基づいて判断する」というものがある。すなわち、被告人の有罪・無罪を決めるのは、弁護士や検察官の腕前ではなく、世論や感情でもなく、人種差別や偏見でもなく、証拠が一番決定的ということである⁽¹⁹⁶⁾。いずれにせよ、コンサルが関与する陪審裁判は陪審制度の初志に反するものとして、陪審制度への信頼が揺らぐ一因になりかねないように思われる。

(8) 陪審制度運用の改革

近年、アメリカでも司法改革の一環として陪審制度運用の見直しが検討されている。とくに陪審の「暴走例」として知られるO.J.シンプソン裁判によって露呈された陪審裁判における問題点は、陪審制度改革の原動力と

もなって、陪審制度の運営を改革しようとする気運が高まった。例えば、今までは刑事事件、特に重罪事件においては厳正を期する観点から、伝統的に全員一致評決の要件を緩和することにながりの抵抗が示されていた。しかし、一部の州ではこうした点を緩和する改革もなされた。例えば、カリフォルニア州では、終身刑事件の審理で、陪審審議が6時間以上行われた場合には12人中11人の賛成をもって評決が成立できるとする法案が、州陪審制度改革司法委員会から州議会へ提出された⁽¹⁹⁷⁾。また、オレゴン州においても、州憲法により謀殺罪の有罪評決を除き、12人中10人の評決を認めている⁽¹⁹⁸⁾。ルイジアナ州は、死刑に該当する犯罪以外の重大な事件においても、法が12人中9人の陪審による全員一致に至らない評決を認めている⁽¹⁹⁹⁾。

陪審制度の手続的な課題についても、いろいろな改革がなされている。中でも幾つかの州は、公判中の陪審員の質問やメモ取りを原則として認めるようになった。また、陪審員が裁判を理解する能力に不足があるのではないかという懸念に対し、その改善策として注目されているのはアリゾナ州における事前（中間）評議の試行である。従来の手続では、評議は公判が終結した段階で行われ、陪審員が集まって結論を出すものである。途中で陪審員同士が相談することによって、余計な偏見や予断が個々の陪審員に入ってしまうことを恐れるので、事前に相談することが、アメリカの陪審制では想定されていない。しかし、何も話さないことによって、個々の陪審員が理解不足に陥ったりしていないかということも議論された。アリゾナ州の実験によって、近年では、中間評議の有効性と実施が提唱されるようになった⁽²⁰⁰⁾。

1990年代から始まった全米の陪審改革は、従来陪審制度の歴史を変えらるるともいわれる大きな変革であるが、陪審改革の基本姿勢は、制度運用の改善であり、「改善の目的は、この制度をより強化するものでなければならない」「陪審改革の方向は、社会構成を反映するなるべく多くの市民が、十分かつ快適に、その職責を果

論 説

たせるようにしようとするものであって、決してこの制度を制限しようとするものではない。そこには、この制度に対するアメリカ社会の信頼を見ることができると」⁽²⁰²⁾。

このように、陪審制は、社会的コストの極めて高い制度であるにもかかわらず、アメリカ憲法で保障された市民の権利として、民主主義を支える重要な制度として、司法の不可欠な要素として揺るぎないほどアメリカ社会に根付いている。様々な問題を投げかける事件がマス・メディアを賑わし、批判にさらされているにもかかわらず、合理的な制度にするための様々な改善案が提起されることはあっても、その廃止を主張する者はいないといつてよい。とくに刑事陪審を廃止することは、合衆国憲法上の保障があるがなかろうが、およそ問題となっていない。民事陪審の場合は、合衆国憲法の修正がなくとも各州の判断で陪審を廃止することができるが、その動きはない。陪審制へのアメリカ市民の信頼度は、弁護士、裁判官、連邦議会及び連邦最高裁判所に対する信頼度よりも高く、陪審制の廃止論が盛り上がったことは一度もないといわれる⁽²⁰³⁾。

合衆国憲法が理想とする陪審裁判がどのような工夫によって実現できるかを探求することは、アメリカで陪審制度が開始されて以来の課題である。国民の間では陪審権限の制約を主張する声はその出発点から存在し、陪審裁判の個別具体的な問題への批判は常にあるが、他方で批判の対象となる弱点が陪審制度の改善によって解決可能なものとも思われ、実際の改革はすでに州レベルで進められている。これらの改革は批判と弱点を克服することによって、より強く、しかもより理想的な民主制度の実現をはかろうとするアメリカ民主主義の考えに基づくものである⁽²⁰⁴⁾。

注：

- (1) 陪審制は、事件ごとに有権者から無作為に選出された陪審員が、裁判官から独立して事実認定を行い、有罪・無罪を評決し、有罪の場合に裁判官が量刑を判断する仕組である。

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

- (2) 参審制では、広く選ばれた任期制の参審員と一定の期間には複数の事件を担当する裁判官が一緒に事実認定をし、量刑を決める。一定の期間には複数の事件を担当できる。
- (3) 「裁判員制、是か否か」世界2008年6月号119頁。
- (4) 牧野和夫『「法律英語」ハンドブック(上)』(プロスパー、2003年)79頁。同書(下)8頁。
- (5) 藤倉皓一郎「26 裁判制度」、小田孝裕ほか『事典現代のアメリカ』(大修館書店、2004年)315頁～316頁。
- (6) 同右注。
- (7) 同右注。
- (8) 福田守利『“法の国アメリカ”を学ぶ——アメリカ法入門』(有斐閣、2005年)92頁～93頁。
- (9) New York Daily News, Border agents brutal, she sez. By Xiaohui Restall. July 27, 2004.
- (10) 同右注。
- (11) China Press USA, August 31, 2005.
- (12) 賀茂美則『アメリカを愛した少年——「服部剛丈君射殺事件」裁判』(講談社、1993年)323頁～331頁。
- (13) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AD%E3%82%B9%E6%9A%B4%E5%8B%95>
- (14) 同右注。
- (15) 同右注。
- (16) 同右注。
- (17) アメリカでは、大陪審審理を法で義務づけているかまたは慣習で使い続けている「大陪審州」、そしてすでに大陪審を事実上廃止した「検察州」がある。同じく大陪審州でも、ニューヨーク、テキサス、ジョージアなどでは、容疑が重犯罪(最低刑が実刑1年以上)の場合のみ、大陪審審理を義務づけているが、ルイジアナ、フロリダ、ミネソタなどでは、容疑が死刑または終身刑の場合のみ、大陪審審理を義務づけている。趙燕事件の場合は、大陪審しか起訴できな

いが、服部事件の場合は、過失致死罪で起訴するならば、その最高刑は終身以下になるため、検察起訴をすることもできるが、傷害致死罪で起訴するならば、大陪審に持ち込むしかない。その理由については政治的配慮などがあったといわれる。

- (18) 伊佐千尋『裁判員制度は刑事裁判を変えるか——陪審制度を求める理由』（現代人文社、2006）125頁。
- (19) コリン P.A.ジョーンズ『アメリカ弁護士が見た裁判員制度』（平凡社、2008年）110頁～111頁。
- (20) 渡邊喬一『裁判員がこの国のかたちを変える——裁判員制度のしくみとその心得——』（扶桑社、2009）196頁。
- (21) 四宮啓『O.J. シンプソンはなぜ無罪になったか——誤解されるアメリカ陪審制度』（現代人文社、2006年）148頁。
- (22) 同右注・98頁。
- (23) 同右注・82頁～86頁。
- (24) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注（19）128頁。
- (25) 郭怡紅「美国護短 趙燕敗訴」、「環球時報」2005年9月12日。
- (26) 「趙燕被毆案的幕前幕后」、「亞洲週刊」2005年9月20日。
- (27) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注（19）114頁。
- (28) 丸田隆『陪審裁判を考える——法廷にみる日米文化比較』（中央公論社、1990年）135頁。
- (29) 浅香吉幹『アメリカ民事手続法』（弘文堂、2000年）105頁～106頁。ダニエル・H・フット著/溜箭将之訳『名もない顔もない司法:日本の裁判は変わるのか』（NTT出版、2007）249頁～250頁。
- (30) 木村晋介監修『激論！「裁判員」問題』（朝日新聞出版、2008年）71頁。
- (31) 賀茂美則『アメリカを愛した少年——「服部剛丈君射殺事件」裁判』（講談社、1993年）283頁。
- (32) Associated Press via Newsday, U.S. border officer acquitted of civil-rights charge alleging he struck Chinese tourist. By Carolyn Thompson. September 8,

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

2005.

「“赵燕被殴案”在美国败诉陪审团认定打人警察无罪」、*「青年報」* 2005年9月10日。

- (33) アンドリュウ・ワトソン／鯨越溢弘「日本における陪審復活の課題と展望」
鯨越溢弘編『陪審制度をめぐる諸問題』所収（現代人文社、1997年）346頁。
- (34) Kalven, Jr. and Hans Zeisel, *American Jury*, Little Brown & Co, 1966. 同右注・357頁参照。
- (35) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注（19）96頁。
- (36) 四宮啓・前掲注（21）139頁、149頁。コリン P.A.ジョーンズ・前掲注（19）110頁～111頁。
- (37) 伊佐千尋・前掲注（18）136頁～137頁。
- (38) 四宮啓・前掲注（21）139頁～140頁。
- (39) 伊佐千尋・前掲注（18）80頁。
- (40) 賀茂美則・前掲注（31）282頁。
- (41) 鯨越溢弘「日本における陪審議論とイギリス陪審の現状」、鯨越溢弘・前掲注（33）24頁。
- (42) もっとも、パフォーマンスといっても必ずしもテレビドラマや映画のような派手な振る舞いと同じものではなく、論理的かつ理解しやすい形で弁論を組み立て、陪審員を説得する技術が重視されているのではないかとの指摘もある。（ダニエル・H・フット・前掲注（29）252頁。
- (43) 浅香吉幹・前掲注（29）106頁。
- (44) 南北戦争における敗北とその後の北部出身の人々による連邦政府の運営などの歴史的な経緯から、南部人は政府や警察など、権力に対する信頼が北部人より薄いといわれる。この特性が服部事件の無罪評決に影響を与えたと考えられる。（賀茂美則・前掲注（31）315～317頁。
- (45) 賀茂美則・前掲注（31）271頁～278頁。
- (46) *Buffalo News*, Rhodes jurors begin deliberation. By Dan Herbeck. September 8, 2005.

論 説

- (47) 前掲注 (32)。
- (48) 同右注。
- (49) Associated Press, Border officer's attorney: Political pressure driving case. By Carolyn Thompson. July 30, 2004.
- (50) Buffalo News, Lawyer for Chinese tourist questions charges in bridge case. By Dan Herbeck. July 27, 2005.
- (51) 同右注。
- (52) Buffalo News, Trial opens in beating on border. By Michael Beebe. August 20, 2005. Buffalo News, Chinese tourist's injury slight, trial told. By Dan Herbeck. September 7, 2005.
- (53) Associated Press via Newsday, Border officer says he followed procedure during struggle. By Carolyn Thompson. August 19, 2005.
- (54) Buffalo News, Trial opens in beating on border. By Michael Beebe. August 20, 2005.
- (55) Buffalo News, Rhodes jurors begin deliberation. By Dan Herbeck. September 8, 2005.
- (56) 前掲注 (32)。
- (57) Associated Press via Newsday, Jurors see close-up of tourist's injuries after border struggle. By Carolyn Thompson. August 29, 2005.
- (58) 前掲注 (32)。
- (59) China Press USA, September 1, 2005. Buffalo News, Rhodes jurors begin deliberation. By Dan Herbeck. September 8, 2005.
- (60) China Press USA, September 1, 2005.
- (61) Buffalo News, Victim testifies in officer's assault trial. By Dan Herbeck. August 31, 2005.
- (62) Buffalo News, Border security officer acquitted. By Dan Herbeck. September 9, 2005.
- (63) 平義克也、ティム・タリー『フリーズ！ある日本人留学生射殺事件』（集英

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

- 社、1997年) 363頁。
- (64) 同右注・281頁。
- (65) Christian Science Monitor, US, China in tiff over Niagara incident. By Robert Marquand. July 30, 2004.
- (66) Los Angeles Times, Chinese in uproar over attack at U.S.-Canada border. By John M. Glionna. July 30, 2004.
- (67) 東方「目撃趙燕案庭审 对比美中媒体」2005年9月11日。
<http://www.voanews.com/chinese/archive/2005-09/2005-09-11-voa68.cfm>
- (68) 前掲注(50)。
- (69) 「搜狐ネット」BBS。
- (70) 東方・前掲注(67)。
- (71) 前掲注(26)。
- (72) 前掲注(25)。
- (73) 中原精一『陪審制復活の条件——憲法論と日本文化論の視点から』(現代人文社、2000年) 180頁。佐々木類「シカゴの銃所持禁止条例『違憲』米連邦最高裁」、「産経新聞」2010年6月30日。
- (74) 賀茂美則・前掲注(31) 291頁。
- (75) 牧野和夫・前掲注(4) 80頁。
- (76) 賀茂美則・前掲注(31) 291頁。
- (77) 牧野和夫・前掲注(4) 80頁～81頁。
- (78) 賀茂美則・前掲注(31) 292頁。
- (79) 同右注・294頁。
- (80) 平義克也、ティム・タリー・前掲注(63) 78頁～82頁、363頁～364頁。
- (81) The New York Times, Justices Rule for Individual Gun Rights, By Linda Greenhouse, June 27, 2008.
- (82) 「地方の銃規制に違憲判決＝自衛目的を尊重——米最高裁」、「朝日新聞」2010年6月29日。
- (83) 平義克也、ティム・タリー・前掲注(63) 205頁。

論 説

- (84) 同右注・182頁～183頁。
- (85) 同右注・364頁。
- (86) 同右注・364頁。
- (87) 同右注・186頁。
- (88) 朝日新聞1993年5月24日(月)夕刊。
- (89) 賀茂美則・前掲注(31)318頁。
- (90) 同右注・293頁～294頁。
- (91) 同右注・314頁。
- (92) 前掲注(57)。
- (93) Associated Press via Newsday, Jurors hear closing arguments in case against border officer. By Carolyn Thompson. September 7, 2005. Buffalo News, Chinese tourist's injury slight, trial told. By Dan Herbeck. September 7, 2005.
- (94) 前掲注(50)。
- (95) 「米で中国人殴打事件、『非常に重視』中国総領事館」、「人民網日本語版」2004年7月25日。
- (96) 前掲注(65)。
- (97) 「中国人女性殴打事件、賠償金500万ドル高くない」「人民日報(海外版)」2004年7月31日。
- (98) 「僑報」2004年8月12日。
- (99) 祁景澄『インターネットから見た中国の対外言論』(桜美林大学北東アジア研究所、2007)105頁～107頁。
- (100) 同右注・107頁。
- (101) China Daily, Beating of tourist reflects US hypocrisy. By Hu Xuan. July 27, 2004.
- (102) 「人民網」2004年8月28日。
- (103) 祁景澄・前掲注(99)109頁～110頁。
- (104) 同右注・118頁～119頁。
- (105) Xinhua Net, 2005年8月19日。

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

- (106) Fukurai, Hiroshi et al, *Race and the Jury*. NY: Plenum press, 1993, p.121.
- (107) 四宮啓・前掲注(21) 88頁。
- (108) 同右注・101頁。
- (109) 渡邊喬一『裁判員がこの国のかたちを変える——裁判員制度のしくみとその心得——』(扶桑社、2009) 196頁。
- (110) 四宮啓・前掲注(21) 87頁～89頁。
- (111) ロス暴動を誘発した潜在的要因としては、ロサンゼルスにおける人種間の緊張の高まりが挙げられた。黒人の高い失業率、ロス市警の警官による黒人への恒常的な圧力、韓国人店主による黒人少女射殺事件とその判決に対する不満などが重なり、そこにロドニー・キング事件のロス市警警官に対して無罪評決が下されたことが引き金となって、黒人社会の重層的な怒りが一気に噴出した。
- (112) 四宮啓・前掲注(21) 101頁。
- (113) 同右注・97頁～98頁。
- (114) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注(19) 138頁。
- (115) 賀茂美則・前掲注(31) 301～304頁。
- (116) 同右注・299頁。
- (117) 平義克也、ティム・タリー・前掲注(63) 365頁。
- (118) 同右注・74頁～75頁。
- (119) 賀茂美則・前掲注(31) 301頁。
- (120) 同右注・303頁～304頁。
- (121) 「趙燕被打判涉案警察無罪 中國各界強烈反響」、「新華ネット」2005年9月9日。
- (122) 東方・前掲注(67)。
- (123) 前掲注(101)。
- (124) 祁景濤・前掲注(99) 114頁～115頁。
- (125) 同右注・122頁。
- (126) 同右注・122頁。
- (127) 林達「民族的與個人的不可混同」、「新京報」2005年10月8日。

論 説

- (128) 「新浪ネット」BBS。
- (129) 祁景澄・前掲注 (99) 122頁。
- (130) 賀茂美則・前掲注 (31) 292頁。
- (131) 同右注・265頁、290頁。
- (132) 同右注・289頁。
- (133) 前掲注 (55)。
- (134) 前掲注 (50)。
- (135) 陳学紅「趙燕案審理的法律啓示——電話採訪中国社会科学院法学研究所黄色芳教授」、*「法制日報」* 2005年9月14日。
- (136) 前掲注 (65)。
- (137) 牧野和夫・前掲注 (4) 79頁。
- (138) 中原精一・前掲注 (73) 154頁。
- (139) 木下毅『アメリカ法入門・総論』(有斐閣、2000年) 259～262頁。
- (140) ダニエル・フット「『身近な裁判』は実現するか——アメリカの陪審制度の経験から」、*「世界SEKAI」* 2008年6月号、145頁)。伊佐千尋・前掲注 (18) 73頁。
- (141) Harold Berman, *Talks on American Law*, Random House. 伊佐千尋・前掲注 (18) 118頁参照。
- (142) 丸田隆・前掲注 (28) 92頁。
- (143) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注 (19) 131頁。
- (144) ショーン・エンライト、ジェームス・モートン原著／庭山英雄、豊川正明訳『陪審裁判の将来——90年代のイギリスの刑事裁判』(成文堂、1991) 頁。
- (145) 伊佐千尋・前掲注 (18) 79頁。
- (146) アンドリュウ・ワトソン/鯉越溢弘・前掲注 (33) 341頁。
- (147) 木下毅・前掲注 (135)。
- (148) 福田守利・前掲注 (8) 92頁。
- (149) 伊佐千尋・前掲注 (18) 116頁～117頁。
- (150) 木下毅・前掲注 (139)。

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

- (151) 伊佐千尋・前掲注(18) 126頁。
- (152) 田中和夫『英米法概説 [再訂版]』(有斐閣、2003年) 245頁。
- (153) アメリカの陪審制度を高く評価した19世紀フランスの思想家トクビスの指摘。四宮啓・前掲注(21) 146頁参照。
- (154) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注(19) 221頁。
- (155) 平義克也、ティム・タリー・前掲注(63) 230頁。
- (156) Harris Interactive, Jury Service: Is Fulfilling Your Civic Duty a Trial?, Prepared for the American Bar Association, July 2004.
- (157) 「米大統領、陪審員候補に...『仕事あるので』と日程変更」、「読売新聞」2005年12月3日。
- (158) 平義克也、ティム・タリー・前掲注(63) 230頁～231頁。
- (159) ダニエル・フット・前掲注(140) 145頁。
- (160) 四宮啓・前掲注(21) 96頁。
- (161) 浅香吉幹『現代アメリカの司法』(東京大学出版社、2004年) 31頁。
- (162) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注(19) 216頁。
- (163) 伊藤完司「ルポ アメリカ陪審制度(1) 伝統 市民の決定 信頼厚く」、
「西日本新聞」2009年3月2日。
- (164) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注(19) 216頁～217頁。
- (165) アンドリュー・ワトソン/鯨越溢弘・前掲注(33) 344頁。
- (166) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注(19) 98頁～99頁。
- (167) アンドリュー・ワトソン/鯨越溢弘・前掲注(33) 344頁。
- (168) 同右注・341頁。
- (169) 同右注・343頁～344頁。
- (170) 田中和夫『英米法概説 [再訂版]』(有斐閣、2003年) 247頁～248頁。
- (171) 木下毅・前掲注(139) 263頁。
- (172) 田中和夫・前掲注(170)。
- (173) 田中和夫・前掲注(170) 249頁～250頁。木下毅・前掲注(139) 264頁。
- (174) 田中和夫・前掲注(170) 250頁～251頁。木下毅・前掲注(139) 263頁～264

論 説

頁。

- (175) ジェイ・M・ファインマン『アメリカ市民の法律入門』（自由国民社、2004年）141頁～142頁。
- (176) アンドリュウ・ワトソン/鯨越溢弘・前掲注（33）346頁。
- (177) Neil Vidmar, *World Jury Systems*, NY: Oxford University Press, 2000, p.53.
- (178) ジェイ・M・ファインマン・前掲注（175）。
- (179) 木下毅・前掲注（139）259頁～263頁。浅香吉幹・前掲注（29）104頁～109頁。
- (180) 木下毅・前掲注（139）。
- (181) 鈴木淳司『これでアメリカの法と社会の実際がわかる——アメリカ法律ノート』（日本評論社、2001年）273頁。
- (182) 牧野和夫・前掲注（4）（下）8頁～9頁。
- (183) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注（19）140頁～141頁。
- (184) アンドリュウ・ワトソン/鯨越溢弘・前掲注（33）341頁。
- (185) 「<カウントダウン裁判員制度>試行まで『市民がお墨付き』に危ぐ」、毎日新聞2009年5月18日。
- (186) 浅香吉幹・前掲注（161）30頁。
- (187) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注（19）175頁。
- (188) 木下毅・前掲注（139）259頁～263頁。
- (189) 山中季広「オバマ氏、陪審員選出、「公務多忙」辞退」、朝日新聞2010年1月27日。
- (190) ジェイ・M・ファインマン・前掲注（175）143頁～144頁。
- (191) 飯田達人「米、陪審コンサル盛況」、読売新聞2009年5月22日。
- (192) 尾崎哲夫『アメリカの法律と歴史』（自由国民社、2006年）274頁。
- (193) ジェイ・M・ファインマン・前掲注（175）。
- (194) 飯田達人・前掲注（191）。
- (195) 同右注。
- (196) コリン P.A.ジョーンズ・前掲注（19）108頁。

市民の裁判参加に関する比較的考察(1)

- (197) 四宮啓・前掲注(21) 133頁。
- (198) 山岡永知『アメリカ法・総論・』(敬文堂、2006年) 131頁。
- (199) 同右注。
- (200) 岡田悦典「裁判員制度の今後の課題」岡田悦典ほか『裁判員制度と法心理学』所収(ぎょうせい、2008年) 233頁～234頁。
- (201) 四宮啓・前掲注(21) 136頁。
- (202) 四宮啓・前掲注(21) 137頁～138頁。
- (203) 浅香吉幹・前掲注(161) 29頁。浅香吉幹・前掲注(29) 101頁。伊藤完司・前掲注(163)。
- (204) 丸山隆・前掲注(28) 74頁。